

こどもをまもろう みんなでまもろう

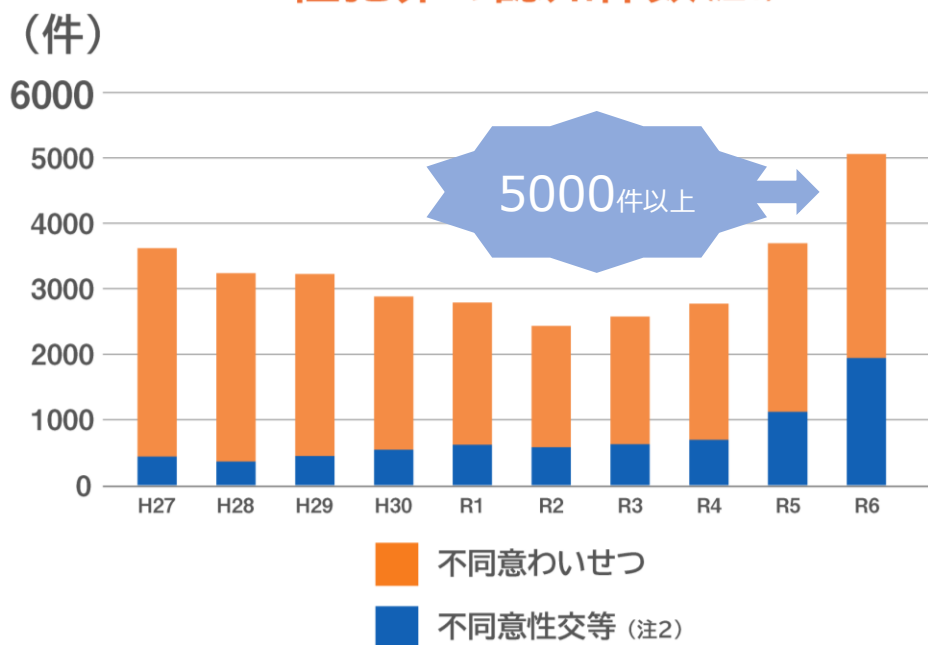


こども性暴力防止法の施行について

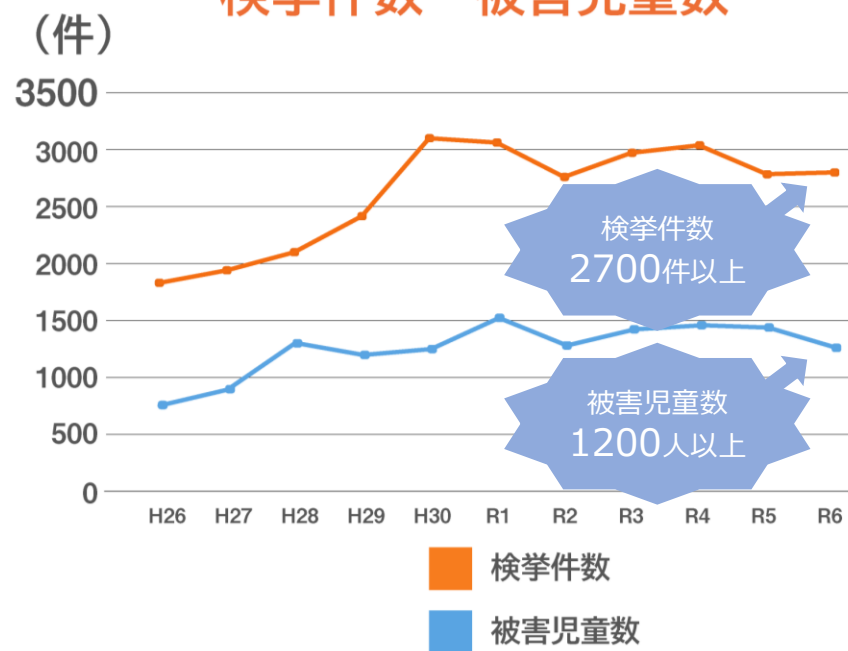
こどもまんなか
こども家庭庁
支援局 参事官
(こども性暴力防止担当)

こどもに対する性犯罪の件数

こどもが主な被害者となった 性犯罪の認知件数(注1)



児童ポルノ犯罪の 検挙件数・被害児童数



※警察庁提供資料をもとに作成

(注1)「こども」は20歳未満の者をいう

(注2)不同意わいせつ及び不同意性交等は、令和5年7月12日以前は強制わいせつ及び強制性交等

こどもへの性暴力は、**1. 深刻さ、2. 相談のしづらさ、3. 発見のしづらさ**といった特性がある。

【1.深刻さ】

性暴力は、個人の尊厳を著しく傷つける行為です。とりわけ、こどもに対する性暴力は、心身に対する重大な加害行為であり、その影響は長期に及ぶことがあります。

(影響の例)

- 信頼すべき大人からの被害により、こどもは他者や社会への信頼を失う
- 自分には非がないにも関わらず、罪悪感や恥ずかしさを抱え込む
- 心や体の成長にも深刻な影響が起るおそれがある

【2.相談のしづらさ】

こどもへの性暴力は、こどもの側から被害を相談することが難しいことが知られています。誰にも言うことができない人や、被害から数年、数十年も経過してから、ようやく被害を語る事ができた人が少なくありません。

- 関係性のある人からの加害は、特に被害を打ち明けることが難しい
- 話しても大丈夫という安心感がないと、被害を打ち明けることができない

【3.発見のしづらさ】

こどもへの性暴力は発見しづらく、そのことが、被害が繰り返され、長期化し、複数のこどもが巻き込まれることにつながってきました。

- こども本人が、被害を受けたと認識していないことも
- 大人の対応により、こどもへの性暴力の発見が妨げられることも

【1.加害者本人の特性】

- 行為のエスカレート
最初は少しの接触からはじまり、弱者に対する支配欲や征服感を背景に、接触が繰り返されエスカレートしていく
- いわゆる「思考の誤り」「認知の偏り」
「少し触っただけだ」、「実はこどもも喜んでいる」、「これだけ頑張っているから見返りを求めてもよいはずだ」などの一方的な思い込み
- 人権意識の低さ
- 自己中心的な考え
- 性的てなずけ（性的グルーミング）
こどもを手なずけ、信頼関係を醸成し、こどもの心情や行動を操作して性暴力に及ぶ行動
- 救済心理
「自分だけがこの子を救ってあげられる」と自分の行為を正当化し、加害に転じる

【2.環境面の特性】

教育・保育などの場には、①支配性、②継続性、③閉鎖性といった、こどもに対する性暴力が生じやすい特性。



指導する
支配的・優越的
立場に立つ



長時間・長期間・
繰り返し
こどもと接触する



保護者などの
目が届かない

→ **「性暴力はどこでも起こる可能性がある」との意識を持って、未然防止や早期発見に努めることが重要。**

○ 性的グルーミングとは、被害者の警戒心を解き、自分を信用させることで、性暴力を振るいやすくなるための加害者の行動である。被害者の心情や行動を操作することで、被害者の抵抗を抑えるだけでなく、被害者に自責感を抱かせる。「グルーミング」という用語は、動物の毛づくろいを意味する英語「groom」に由来している。

○ 加害者は、児童に優しく声をかける、悩み等の相談にのって共感する様子を示す、容姿や性格等をほめる、時には叱る等、いかにも親身な態度で接して安心を感じさせる。また、飲食をご馳走する、プレゼントをする等のさまざまな方法を用いる。

(略)

○ 2人きりの状況を何度もつくりだしたり、身体接触の程度を段階的に引き上げたりする（例▶頭や腕に触る、ゲームとして触れさせる）ことで、「まさか危ないことはされないだろう」「このくらいの行為であればまだ大丈夫」などの正常性バイアス（異常を正常の範囲内のことと捉えて、心を平静に保とうとする心理メカニズム）が被害側に働き、加害行為から逃げづらくさせることがある。

○ このように、児童の信用を得た上で、性的な話題や行為への抵抗感をなくさせ、加害後には「2人だけの秘密」などと口止めすることで、罪悪感や羞恥心を利用したり、大人と特別な秘密を持つことの高揚感をあおったりすることで、発覚しないよう仕向けるといった手口を取る。

(略)

○ 性的グルーミングは、親身に話を聞いてくれたり、褒めてくれたりするという、通常の大人がとる行動と似ているため、第三者や児童にとっては、加害の意図があるか否かの見極めが難しい。

○ また、被害を受けた児童は、信頼をしていた大人からの性的な行為に、何かおかしい、怖いと感じながらも、

- ・加害者の行動の意味が分からず混乱する
- ・加害者の「ちょっと触っただけ」等の言い訳に、性暴力を些細ないたずら行動と過小評価する
- ・恋愛行動と勘違いする
- ・「信頼する人が良いことだと言っているなら、疑うなんて悪い」と思い込まれる 等の心情になることがある。

(略)

こどもの権利を踏まえた対応

- すべてのこどもは生まれながらに権利をもっており、その権利には、「あらゆる暴力から守られる権利」や「あらゆる性的搾取から守られる権利」が含まれます。
- 性暴力を行った加害者の中には、「こどもから好意を向けてきたから」「嫌がらなかったから」と言う加害者もいます。しかし、こどもが望んだのだと主張して性暴力を正当化することは、言うまでもなく、こどもの意見を尊重することには決してならず、こどもの権利を守ることにはなりません。
- こどもには、性的行為に適切に同意する能力が十分に備わっているとは言えません。刑法でも、16歳未満のこどもへの性的行為は、本人の意思にかかわらず犯罪となります。

※ 13歳以上16歳未満の場合は、5歳以上年長の人からの場合

こどもの権利条約（4つの基本原則）

1. 差別がないこと
2. 命を守られ成長できること
3. こどもにとって最もよいこと
4. 意見を表明し参加できること



教育・保育などのこどもに接する場での、
こどもへの性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守るため、
2024年6月「**こども性暴力防止法**」が成立しました。
この法律で定められている取組は、
2026年12月25日に施行されます。



※法律の正式名称は「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」といいます。

※ニュースなどでは「日本版DBS」と呼ばれることもあります。

こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号))



制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付ける。**

制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、**①支配性、②継続性、③閉鎖性**を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

対象事業者	対象業務
学校設置者等 (第2条第3項) 学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者	学校設置者等における教員等 (第2条第4項) 教諭、保育士等
民間教育保育等事業者 (第2条第5項) 学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者	民間教育保育等事業者における教育保育等従事者 (第2条第6項) 塾講師、放課後児童支援員等

対象事業者に求められる措置等

安全確保措置	情報管理措置
① 日頃から講ずべき措置 ・ 服務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発(ガイドライン事項) ・ 性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との面談等(第5条第1項等) ・ 児童等が相談を行いやすくするための措置(相談体制等)(第5条第2項等) ・ 研修(第8条等) ② 被害が疑われる場合の対応 ・ 調査(第7条第1項等) ・ 被害児童等の保護・支援(第7条第2項等) ④ 児童対象性暴力等の防止のための措置 ・ ①～③を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、児童対象性暴力等の防止のための措置(教育・保育等の業務に従事させないなど)を講じなければならない。 ※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとの判断の下で、防止措置を実施。	③ 特定性犯罪前科の有無の確認 ・ 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要 — 学校設置者等の現職者 ➡ 施行から3年以内(第4条第3項) — 民間教育保育等事業者の従事者 ➡ 認定等から1年以内(第26条第3項) ・ 確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認(第4条第4項等) 再犯防止対策 特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置 ・ 犯罪事実確認記録等の適正な管理(第11条、第14条等) ・ 犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止(第12条等) ・ 犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告(第13条等) ・ 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去(第38条) ・ 情報の秘密保持義務(第39条)

指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施(定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等)。

「こども性暴力防止法」

2026年
12月25日
施行予定



がスタートします。

こどもに対する性暴力は、断じて許されるものではありません。

学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。

事業者求められる取組

- ✓ 日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。
- ✓ こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。
- ✓ 性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにします。



こどもまんなか
こども家庭庁

詳細は裏面および
こども家庭庁HPをご確認ください
国民の皆様向けの
動画やリーフレットを掲載しています



こどもまんなか
こども家庭庁

法律の対象は？

学校(幼稚園、小中高など)や認可保育所などは、公立・私立を問わず全ての施設や事業者が対象となります。放課後児童クラブや学習塾といった事業者は、こども家庭庁に申請し、認定を受けた場合に法律の対象となります。

義務対象

・学校 ・認可保育所 ・認定こども園 ・児童養護施設 ・障害児施設 など

認定対象

・認可外保育施設 ・放課後児童クラブ ・学習塾 ・スポーツクラブ など

認定を受けた事業者は

こども家庭庁が
ウェブサイトを通じて公表

認定事業者マークを表示可能



こどもたちを性暴力から守るための取組

✓ 事業者において日頃から取り組むこと

性暴力を未然に防止する環境づくりを進めるとともに、早期発見のための仕組みを整えます。

- ・こどもの心身の状況の日常観察
- ・こどもへの面談・アンケート
- ・相談窓口の設置・周知
- ・従事者への研修
- など



✓ 性暴力の疑いがある場合に取り組むこと

性暴力の疑いが生じた場合は、こどもの安全を守るとともに、調査などを行い、具体的な対策につなげます。

- ・こどもの保護・支援
- ・調査などの実施
- など



✓ 性犯罪を繰り返させないために取り組むこと

こどもと接する業務に就く人に特定性犯罪の前科がないかを確認します。

特定性犯罪の例 ※成人に対する性犯罪を含む

不同意わいせつ



痴漢



盗撮



など

対象業務 勤務形態に関わらず、教員や保育士など、こどもと継続的に接する従事者が確認対象となります。

必ず対象となる業務

学校 教員、スクールカウンセラー、部活動指導員
保育所 園長、保育士 など

実態を踏まえて対象とするか判断する業務

・事務職員 ・スクールバス運転手
・警備員 など

事業者は、こどもに対して性暴力などを行うおそれがあると判断する場合

こどもと接する業務に就かせないなどの対応



こどもたちが大人から勉強やスポーツなどを教えてもらう場所、保育などを受ける場所、
そこでこどもに接して働く人たちが
「こども性暴力防止法」の対象になります。

全ての事業者が
法律で定める性暴力防止の取組の
義務がある



学校



**認可保育所
認定こども園**



児童養護施設



児童館

など

国の「認定」を受けた事業者が
法律で定める性暴力防止の取組を行う
(認定は任意)



認可外保育所



放課後児童クラブ



学習塾



スポーツクラブ

など

対象事業者（学校設置者等・民間教育保育等事業者）について

- こども性暴力防止法第2条第3項各号においては、法律で定める措置を必ず実施しなければならない事業者である「学校設置者等」について、次に掲げる施設、事業等のとおり定めている。
- また、同条第5項各号においては、認定事業者の対象となる「民間教育保育等事業者」について、次に掲げる事業のとおり定めている。

学校設置者等【義務】

【教育関係】

- 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園、小中学校、義務教育学校、高校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校）
- 専修学校（高等課程）

【認定こども園関係】

- 幼保連携型認定こども園
- 幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園

【児童福祉関係】

- 児童相談所
- 児童福祉施設（指定障害児入所施設等、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）
- 指定障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- 家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）
- 登録一時保護委託者

民間教育保育等事業者【認定】

【教育関係】

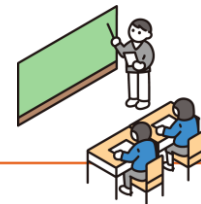
- 専修学校（一般課程）又は各種学校における児童等を専ら対象とする学校教育に類する教育を行う事業
- 学校教育法以外の法律に特別の規定があるものにおける高等学校の課程に類する教育を行う事業であって、内閣府令で定めるもの（高等課程類似教育事業）
- 民間教育事業（学習塾、スポーツクラブ等）

【児童福祉関係】

- 指定障害児通所支援事業以外の障害児通所支援事業（児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、居宅訪問型児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業）
- 児童自立生活援助事業
- 放課後児童健全育成事業等（放課後児童健全育成事業及びこれに類する事業で小学校、公民館その他内閣府令で定める施設において行われるもの）
- 子育て短期支援事業
- 一時預かり事業
- 小規模住居型児童養育事業
- 病児保育事業
- 意見表明等支援事業
- 妊産婦等生活援助事業
- 児童育成支援拠点事業
- 認可外保育事業

【障害児関係】

- 指定障害福祉サービス事業（障害児に対する居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所又は重度障害者等包括支援）



民間教育事業とは

- より幅広い事業者の方に認定を取得していただけるよう、「**民間教育事業**」を制度対象として設定しています。
- **こどもに何かを教える事業**であれば、事業内容は問いません。こどもの受入れ実績があり、次の要件を満たしている必要があります。
(**芸能事務所**やこども食堂なども、この要件を満たせば対象)
- 主な要件
 - ① 修業期間要件：6か月以上の期間中に2回以上同じこどもが参加できること
 - ② 対面要件：こどもと対面で接すること
 - ③ 場所要件：こどもの自宅以外（オフィス、カフェ等）で教えることがあること
 - ④ 人数要件：こどもに何かを教える者が3人以上であること

Q 「民間教育事業」の要件はどのようなものですか。

A 民間教育事業とは、次の（ア）から（オ）までの5つの要件を全て満たす事業をいいます。

（ア）児童等に対する技芸又は知識の教授を行う事業であること

具体的には次の2点を満たすことが必要です。

- ・児童等に対して行うことを目的としていること（少なくともその旨が明示されていることが必要）
- ・実際に児童等に対して技芸又は知識の教授を行っている（又は行う予定である）こと

※ 大人及び児童等の両方を対象とした事業は認めるが、大人のみを対象とした事業に児童等が例外的に参加しているものは対象外

（イ）標準的な修業期間が6月以上であること

具体的には、次の3点を満たすことが必要です。

- ・6ヶ月以上の期間にわたって事業を実施していること
- ・その期間に複数回、技芸又は知識の教授を行っていること（間隔は問わない）
- ・当該期間に行われる教授の機会に、同一の児童等が複数回参加可能であること

（ウ）対面による指導を行うものであること

※ オンラインを基本としつつも、対面指導も想定される事業は対象。

（エ）事業者が用意する場所（事業所等）で指導を行うものであること

※ 保護者ではなく事業者が指定した場所（児童等の自宅を除く）であることが必要。

なお、家庭教師事業でも児童等の自宅以外の場所で教える 場合があれば対象。

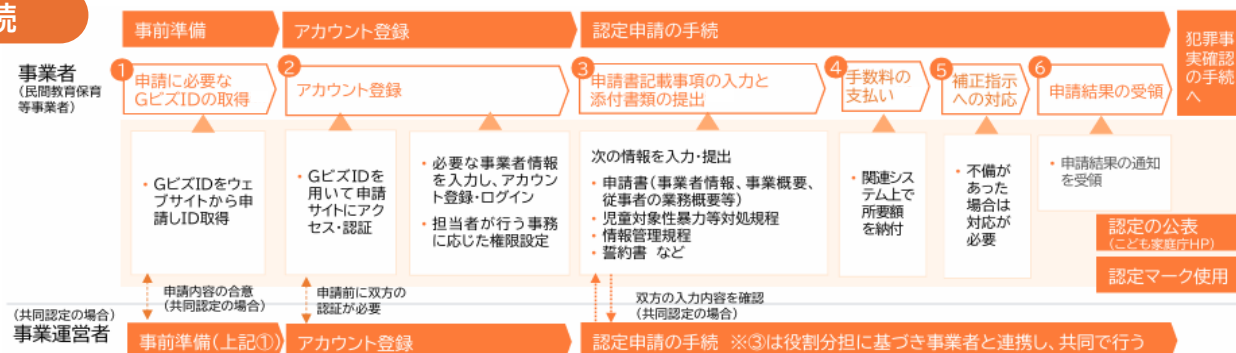
（オ）技芸又は知識の教授を行う者の人数が3人以上

※ 雇用の有無・形態は問わないため、派遣労働者やボランティアも含めることができる。

認定

- 民間教育保育等事業者は、こども家庭庁に**事業ごとに申請**を行い、基準を満たす場合は、認定等を受けることができる。
- 申請手続はオンライン**で行い、申請から認定までは約1か月～2か月で対応する。
- 認定等を受けると、こども家庭庁のウェブサイトで公表され、「認定事業者マーク」を広告等に使用できるようになる。

手続



- ※①・②に該当するときは変更届が必要
- ① 認定事業者等について、こども家庭庁が公表している事業概要等を変更するとき
 - ② 児童対象性暴力等対処規程又は情報管理規程を変更するとき（軽微な修正等は除く）

認定基準

- ①～⑦の全てを満たす必要がある
- ① 民間教育保育等事業及び教育保育等従事者の業務に該当すること
- ② 犯罪事実確認を適切に実施するための体制の整備
- ③ 児童対象性暴力等が行われるおそれがないかどうかを早期に把握するための措置の実施
- ④ 児童等が容易に相談を行うことができるようにするために必要な措置の実施
- ⑤ 児童対象性暴力等対処規程の作成
- ⑥ 教育保育等従事者への研修受講
- ⑦ 情報管理措置の実施

公表・表示



認定事業者等



こども家庭庁ウェブサイトで公表
（事業所・従事者の業務単位）



広告などに認定事業者マークの表示

ウェブサイトの公表情報や認定マーク等を見て、性暴力防止の取組をしている事業者を選択できる



こどもや保護者等

<認定取消し>

①偽りその他不正の手段により認定等を受けたとき、②認定等の欠格事由に該当することとなったとき、③必要な犯罪事実確認を行っていないとき、④こども家庭庁による適合命令又は是正命令に違反したときは認定が取り消される。

児童対象性暴力等対処規程 (ひな型) 抜粋

児童対象性暴力等対処規程 (ひな型)

※下線部は必須事項

別紙 1

(目的)

第1条 この児童対象性暴力等対処規程 (以下「規程」という。)は、各事業者の情に書き換えること。
事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律 (令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。)第20条第1項第4号に基づき、〇〇株式会社 (以下「会社」という。)の〇〇事業に関し、児童対象性暴力等の防止等のためにとるべき措置に関する事項を定めるものである。

2 この規程に定める措置を実施するための細目は、こども性暴力防止法施行ガイドラインに定める内容に準拠する。

2 この規程において「不適切な行為」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 児童等と私的な連絡先 (SNS アカウント、オンラインゲームのアカウント、メールアドレス等) を交換し、私的なやり取りを行うこと。
- (2) 休日や放課後に、児童等と二人きりで私的に会うこと。
- ...

各事業の性質や対象児童等の年齢・発達状況等によって異なることが想定される。
従事者が過度に委縮することがないよう留意しつつ、各事業者の実態に応じて明確化すること。
なお、就業規則においても「不適切な行為」の定義を定める場合、同じ文言で記載をすること。

(実施体制の整備等)

第3条 この規程に定める措置を適切に実施するための責任者 (以下「責任者」という。)は、●● (役職等)とし、次に定める事項を実施する。

- (1) 児童対象性暴力等及び不適切な行為の範囲を明確にすること。
- (2) 児童対象性暴力等又は不適切な行為が行われた疑いを従事者が把握した場合の報告方法、報告先、報告内容等の報告ルールを設定すること。
- (3) この規程を踏まえ、児童対象性暴力等又は不適切な行為が行われた疑いに係る報告を受けた場合の対応事項、対応手順等の対応ルールを設定すること。
- (4) (1) から (3) までにに基づき実施した事項に従事者並びに児童等及びその保護者に対して、周知すること (従事者のうち会社が雇用する者に対しては、就業規則その他の社内規程により周知すること)。

2 前項 (3) の対応は、●●及び●● (役職や部署等) / 次の表に掲げる者 (以下「対応者」という。)が行う。

役割	第3条第1項 (3) の対応を行う者
チーム長	〇〇 太郎 (人事部長)
被害児童・保護者担当	×× 花子 (施設長)
加害が疑われる者担当	△△ 次郎 (人事部□□課長)
対外調整担当	▽▽ 正子 (人事部●●課長)
...	...

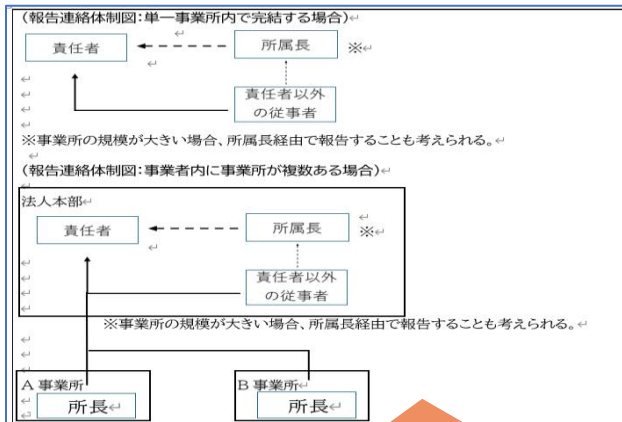
各事業者における実施体制や、役割分担に応じ、文言の選択や修正、表の作成等を行うこと。

情報管理規程 (ひな型) 抜粋

第2章 組織的情報管理措置

(1) 組織体制の整備

- 犯罪事実確認書の取扱いに関する責任者 (以下「責任者」という。)を設置し、●●長をもって充てる。
- 責任者は、犯罪事実確認書の管理に関する事務を総括するとともに、自ら本規程に定められた事項を遵守し、かつ従事者に遵守させるために、本規程に定める措置その他必要な措置を実施する責任を負う。
- 責任者以外の従事者が犯罪事実確認書の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合は、責任者に報告連絡する。
- 責任者は、漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合、こども家庭庁の対応マニュアルに基づき対応する。また、その対応を行うための体制を整備する。
- 責任者は、漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の報告連絡体制及び法や情報管理規程に違反している事実又は兆候を把握した場合の報告連絡体制を次のように定める。



各事業者の実情に応じた作成を行うこと。
各章に定める (組織的・人的・物理的・技術的) 情報管理措置の内容を確認すること。

児童対象性暴力等対処規程 (ひな型)



情報管理規程 (ひな型)



- 認定等を申請する事業の範囲について、法第19条第1項において、認定等は、「民間教育保育等事業」について行われることとなっている。このため、認定等の申請は、法第2条第5項各号に掲げる事業ごとに行う必要がある。
- 1つの事業者が、複数の民間教育保育等事業を行っている場合は、当該事業ごとに認定等の申請が必要となる。一方、同一事業が複数の事業所で実施されている場合には、1つの事業として申請する。

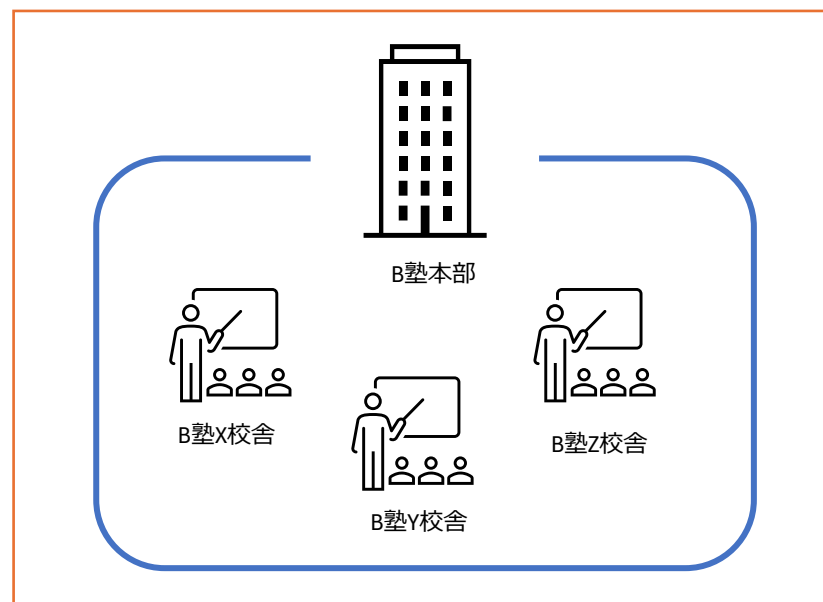
 …申請単位

1 事業者・複数事業



1 事業者であるが、複数事業を行っているため、事業ごとに認定申請を行う。

同一事業・複数事業所



同一事業を複数の事業所で実施している場合は、事業所ごとではなく1つの事業として認定申請を行う。

※ なお、対象事業の中には、フランチャイズ本部が加盟店とフランチャイズ契約を結び、異なる事業者が、同一の事業名でそれぞれ民間教育保育等事業を運営している場合がある。加盟店が実施する事業について認定対象事業等である場合は、フランチャイズ本部とは別に、加盟店が認定等を申請・取得することになる。



共同認定

- 事業運営者(民間教育保育等事業者から指定管理又は委託を受け、事業を行う事業所を管理する者)は、当該事業運営者の管理する事業所において行われる民間教育保育等事業について、**民間教育保育等事業者及び事業運営者の共同の申請**により、**共同認定**を受けることができる。
- 共同認定を受けた両者の役割分担については、各々の指定管理に係る協定や委託契約上の取り決めに即して、決定することが可能となる(申請時に役割分担を添付する)。

<役割分担の例>

	民間教育保育等事業者	事業運営者
犯罪事実確認	自ら雇用する者について実施	自ら雇用する者について実施
防止措置	自ら雇用等する者について、人事権に基づいた措置(配置転換等)を実施	- 民間教育保育等事業者が雇用等する者について、現場の服務監督権に基づいた措置(こどもと1対1にさせない等)を実施 - 自ら雇用等する者について、人事権・現場の管理監督権に基づいた措置を実施
犯罪事実確認記録の情報提供	お互いが雇用等する者の犯罪事実確認記録について、防止措置の実施に必要な範囲で共有	
安全確保措置	必要に応じて事業運営者の支援を実施	- 早期把握・相談など:現場での初動対応を実施 - 調査など:民間教育保育等事業者と連携して実施
情報管理措置	それぞれが保有する犯罪事実確認記録等について管理	

<留意事項>

共同認定の取消しによる欠格要件は、当該共同認定を受けていた民間教育保育等事業者及び事業運営者の両者に及ぶこととなるなど、お互いの責任が、それぞれの事業運営等に及ぼす影響が大きいことに留意する必要がある。



「こどもをまもろう みんなでまもろう」というコンセプトの下、「こまもろうマーク」を作りました。

認定事業者マーク



「こまもろう」
こどもをしっかり**「見て守る」**
黒い大きな瞳を持つフクロ
ウがモチーフです。
こどもを守るために張り巡
らせた**「アンテナ」**を思わせ
る少し尖った頭の形が特
徴です。

法定事業者マーク



法律で性暴力防止の
取組を行う義務が定め
られている**「法定事業
者」**は、こちらのマークを
使うことができます。

<「こまもろうマーク」を付けられるものの例>

- ・ 制服
- ・ パンフレット、募集案内、メディア広告、ウェブサイト
- ・ 名刺、電子メール
- ・ 受付、玄関ホール、看板
- ・ 求人広告

など

「こまもろうマーク」で、
性暴力防止の取組が
行われていることが
一目でわかるね！



認定事業者以外が認定事業者マークを、法定事業者以外が法定事業者マークを
使うことは、法律等で禁止されており、違反をした場合は、罰則等があります。

「性暴力」とは？



性暴力とは

- こども性暴力防止法では、従事者によるこどもへの「性暴力」の防止に努め、仮に「性暴力」が行われた場合にはこどもを適切に保護することが、すべての教育・保育等の提供事業者（認定を受けていない事業者を含む。）の責務とされています。
- 義務対象の事業者と認定を受けた事業者においては、従事者による「性暴力」を未然に防止すること、「性暴力」が行われた場合に早期に発見すること、「性暴力」が疑われる場合にはその事実を確認し、こどもの保護・支援や再発防止を行うなどの取組が求められます。
- 「性暴力」には、犯罪に該当するものだけでなく、「こどもを不快にさせる性的な言動」なども含まれます。
- 「性暴力」の例 ※ 性暴力に当たる行為の内容は、教員性暴力等防止法の対象となる性暴力と同様です。
 - 不同意性交
 - 性的部位への接触
 - わいせつな言動
 - 児童買春
 - 児童ポルノ撮影・所持
 - のぞき、盗撮
- 「性暴力」の範囲については、サービス規律等に定め、従事者やこども、保護者に周知しましょう。



「不適切な行為」とは？①



不適切な行為とは

- **「不適切な行為」**とは、性暴力には該当しないが、業務上必要な行為とは言えず、継続・発展することにより性暴力につながる可能性がある行為です。
- 意図や目的によってはリスクのある行為ですので、教育・保育などの場において性暴力を防止していくためには、**「不適切な行為」**の段階で、皆で注意し、防止していくことが必要です。
- **「不適切な行為」の例**
 - こどもとSNS上で私的なやり取りを行う
 - 私的な端末で、こどもの写真を業務外の目的で撮影する
 - こどもと二人きりで私的に会う
 - 不必要な身体接触（おむつの中に手を入れて排せつを確認するなど）を行う
 - 特定のこどもばかり理由なく担当しようとする など
- **「不適切な行為」に関する留意点**
 - 現場の従事者とコミュニケーションを図り、過度な委縮につながらないよう、事業の実態に即して「不適切な行為」の範囲を定めましょう。
 - 服務規律等に定め、従事者に周知徹底しましょう。日々の振り返りなどを通じて、「不適切な行為」の共通認識を形成することも重要です。
 - こどもや保護者にも「不適切な行為」について周知徹底し、理解を得て業務を行いましょう。

- ✓ 不適切か否かは、事業者の事業内容、こどもの発達段階や特性、現場の状況等によって変わり得るものであり、これらの行為が、全ての事業者で一律に不適切であると判断されるものではありません。
- ✓ 外形的にこれらに当てはまる行為を、必要な業務として行う場合には、事前にルールを定めて対応しましょう。



不適切な行為とは？②

事例 1

未就学児であれば、だっこしてあやすことは一般的です。
しかし、次のような場合は不適切な行為となる可能性があります。

- 必要以上に長時間抱きしめる
- 特定のこどもにだけ繰り返し関わろうとする

一般的な業務

だっこしてあやす



不適切な行為となる
可能性がある

必要以上に
長時間抱きしめる

特定のこどもだけに
繰り返し関わろうとする

事例 2

- スポーツ、水泳、バレエ、ダンスなどにおいて、こどもや保護者の理解を得た範囲で、身体接触を伴う指導を行うことは考えられます。
- しかし、「理由もなく体を触る」ことは不適切な行為となる場合があります。

一般的な業務

スポーツ、水泳、バレエ、ダンスなどにおいてこどもや保護者の理解を得た範囲で身体接触を伴う指導を行う



不適切な行為となる
可能性がある

理由もなく体を触る

(参考)「不適切な行為」の具体例①

基本的な考え方

- 「不適切な行為」とは、当該行為そのものは児童対象性暴力等には該当しないが、業務上必ずしも必要な行為とまでは言えないものであって、当該行為が継続・発展することにより児童対象性暴力等につながり得る行為をいう。
- 「不適切な行為」の具体例は、次の表に掲げるとおり。
- ただし、これらの具体例は、対象事業者、事業内容、対象となる児童等の発達段階や特性、現場の状況等によって、不適切であるか否かが変わり得るものであり、これらの行為に該当することで一律に不適切であると判断されるものではないことに留意が必要である。
- 各対象事業者において「不適切な行為」を定めるに当たっては、必要に応じて専門家に相談するとともに、**現場で業務を担う対象業務従事者とコミュニケーションを図り**、対象業務従事者が過度に萎縮することがないよう留意しつつ、事業の実態に即して決定することが必要である。また、「不適切な行為」を定めた場合には、**対象業務従事者に対して周知徹底を行うことが必要である。**

「不適切な行為」の類型

「不適切な行為」の具体例

私的なコミュニケーション、面会、送迎等

- ・ 児童等と私的な連絡先（SNSアカウント、オンラインゲームのアカウント、メールアドレス等）を交換し、私的なやり取りを行う
- ・ 休日や放課後に、児童等と二人きりで私的に会う
- ・ 保護者の承諾がないまま、児童等の自宅で二人きりになる
- ・ 児童等を自宅に招き、二人きりになる
- ・ 不必要に、児童等を一人で車に乗せて、送迎を行う

撮影

- ・ 私物のスマートフォンや、ルール外の方法で児童等の写真・動画を撮影・管理する
- ・ 業務上必要と考えられる範囲外で、児童等の写真や動画の撮影を行う

密室

- ・ 不必要に児童等と密室で二人きりになろうとする（用務がないのに別室に呼び出すなど）
- ・ 更衣や宿泊を伴う活動で、不必要に児童等と対象業務従事者が二人きりで更衣室やお風呂等を利用する

(参考)「不適切な行為」の具体例②

「不適切な行為」の類型	「不適切な行為」の具体例
身体接触	・ 児童等に不必要な接触を行う（必要以上に長時間抱きしめる、一般的ではない抱き方になっている など） ・ 業務上必要でないのに児童等を膝に乗せる、おんぶする など ※ 未就学児に対する膝に乗せる、おんぶするといった行為は、業務として行い得るものであることに留意。 ・ 業務上必要でないのに児童等にマッサージをする、児童等にマッサージをさせる、寝かしつけの際に特定の児童等とだけ添い寝をする ・ 視覚障害児の誘導時に必要以上に距離が近い
排せつ介助等	・ 児童等の発達段階や特性から考えて、不必要な入浴及び排せつ介助を行おうとする ・ おむつ交換時に、衣服の上から陰部を触ったりつかむように確認したり、おむつの中に手を入れて確認するなど、誤解を受けるような仕方で行う ・ 児童等が一人で排せつ、入浴、着替え等を行いたいとの意思を示している中で、わざわざ介助に入る ・ 特段の必要性がなく特定の児童等だけに排せつ介助を行おうとする
更衣	・ 不必要に、更衣室や児童等が更衣中の部屋に入室する ・ 不特定多数の人の目がある中で児童等に更衣をさせる
特別扱い	・ 特定の児童等に高価な金品を与えたり、正当な理由なく声掛けや態度を変えたりする ・ 児童等の容姿等を過度にほめる ・ 特定の児童等の保育・介助等を、理由なく担当しようとする
その他	・ 児童等の衣服や持ち物を正当な理由なく触ったり、借りたりしようとする ・ 従事者が過度に肌を露出する（性的手なずけにつながる可能性（※）） ※ 従事者が児童等の前で過度に肌を露出するという行為は、肌を露出することへの児童等の抵抗感や警戒心を徐々に低減させ、性暴力が起きやすい状況を生み出し得るため、「性的手なずけ」につながり得るものとして記載している。

Q 「不適切な行為」について、具体例にある行為は、全ての事業・施設で、不適切とみなされるのですか。



A ガイドラインに記載がある「不適切な行為」の具体例は、全ての事業者で、一律に不適切であると判断されるものではありません。

「不適切な行為」か否かは、事業者の事業内容、こどもの発達段階や特性、現場の状況等によって変わり得るものです。

このため、事業者は、従事者としてしっかりコミュニケーションを図り、現場が過度に萎縮することがないよう留意して、事業者ごとに「不適切な行為」の範囲を決定することが必要です。

対象事業者に求められる性暴力を防ぐための取組について

事業者は、**法律で定められた性暴力を防ぐための取組（安全確保措置）**を実施する必要があります。



日頃から取り組むこと

- 事業者・業界ごとに「性暴力」や「不適切な行為」に当たる行為を決める。
- いちはやく異変に気づくことができるような仕組みを整える（例：**面談やアンケート**）。
- こどもたちが性暴力について**相談しやすい仕組み**を整える。
- こどもと接する仕事に就く人たち（先生など）は性暴力を防ぐための**研修**を受ける。

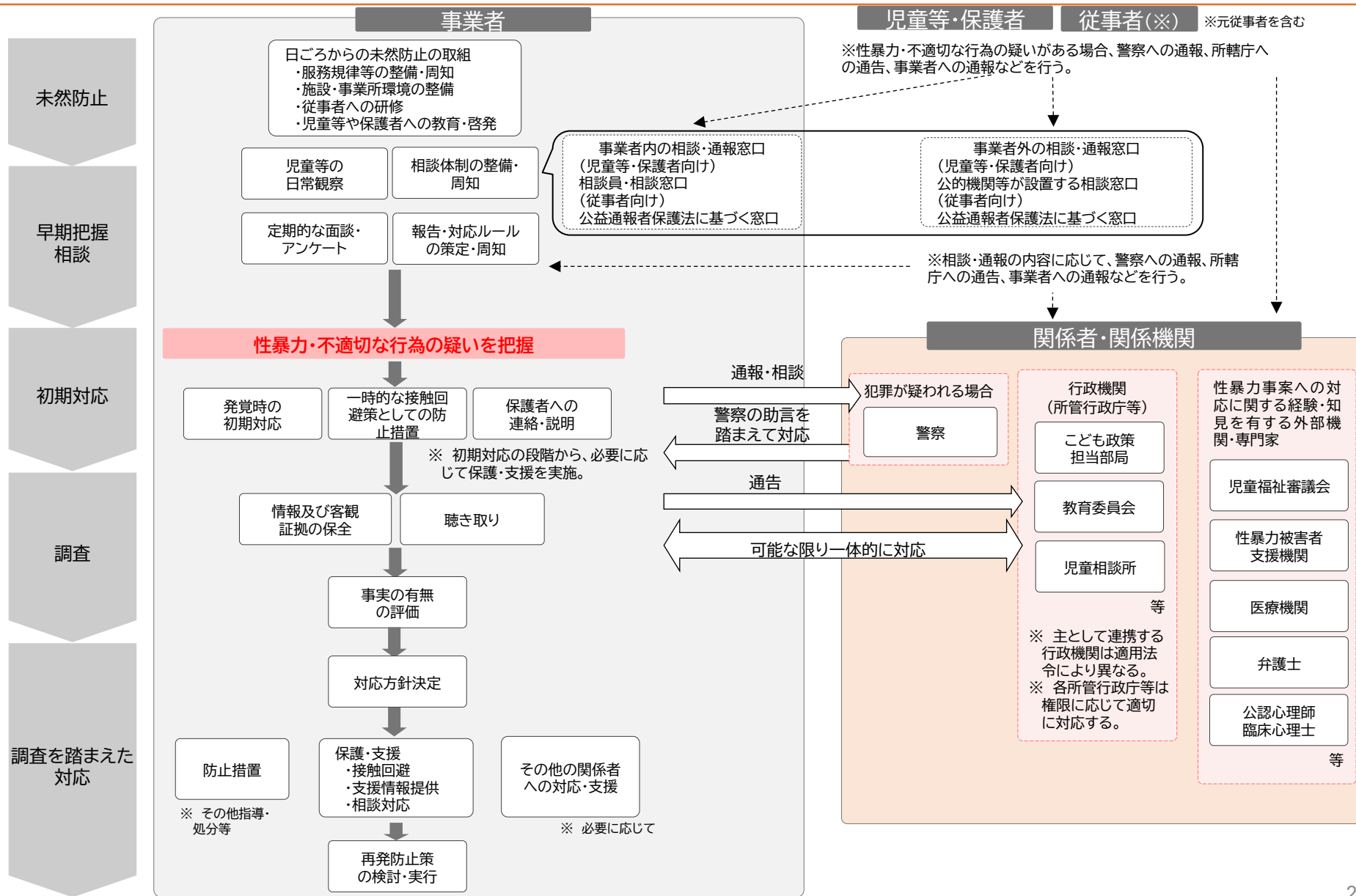
性暴力が起こった場合に取り組むこと

- こどもたちの人権を大切にし、心を傷つけないように**調査（聴き取りなど）**を行う。
- こどもたちが安心して教育や保育を受けられるように**保護・支援**を行う。

性犯罪を繰り返させないために取り組むこと

- こどもと接する仕事に就く人が、**過去に性犯罪を犯していないかの確認（犯罪事実確認）**を行う。
- 過去に性犯罪を犯していた場合や、調査から性加害を行っていたことが分かった場合等には、性暴力のおそれがあるとの判断の下、**こどもに接する業務に就かせない（防止措置）**。

こども性暴力防止法に基づく安全確保措置のフロー（全体像）



従事者に対する研修

○ こども性暴力防止法では、**対象となる全ての従事者に対し、性暴力防止への関心を高めるとともに、そのために取り組むべきことに関する理解を深めるための研修を受講させることが、事業者者に義務付け**られています。

○ 研修事項は、以下の内容を含み、**座学と演習を組み合わせたもの**である必要があります。

※ 座学と演習は、必ずしも同日に行う必要はありませんが、いずれも業務に従事する前に完了することが求められます

ア 対象業務従事者による児童対象性暴力等の防止に関する基礎的事項（児童対象性暴力等が生じる要因、こどもの権利等）

- ・こどもの権利についての理解（一人の人間として人権を持つこと、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利があること、こどもの同意があったと主張して児童対象性暴力等を正当化することはこどもの意見を尊重することには決してならないこと等）
- ・法の概要（趣旨、対象事業者等）
- ・児童等に対する性暴力の特性（被害の深刻さ、被害の発見・開示のしづらさ、被害の相談・開示までのプロセス等）
- ・加害者個人に起因する要因（「認知の偏り」、「性的手なずけ（グルーミング）」等）
- ・環境に起因する要因（支配性を有する立場等）

イ 児童対象性暴力等及び「不適切な行為」の範囲

- ・児童対象性暴力等には、わいせつな言動、盗撮等が含まれること
- ・児童対象性暴力等につながり得る「不適切な行為」は、各事業者においてルールを設定し、関係者で認識を共有することが重要であること

ウ 児童対象性暴力等及び「不適切な行為」の疑いの早期発見

- ・日常観察及び面談・アンケートの留意点

エ 相談、報告等を踏まえた対応

- ・被害等の相談を受けた際の心構え
- ・対応の留意点（寄り添い、二次被害・記憶の汚染の防止等）
- ・対象業務従事者が行う具体的な対応の流れ（疑い段階から重く受け止めて、ルールに則って速やかに報告すること等）
- ・対象事業者が行う具体的な対応の流れ（事実確認からおそれの判断・対応の決定まで）

オ 被害児童等の保護・支援

- ・被害児童等・保護者への真摯な対応
- ・見守り・寄り添い等の例

カ 犯罪事実確認において対象業務従事者に求められる対応

- ・犯罪事実確認の手の全体像
- ・対象業務従事者に求められる対応

キ 防止措置の基礎的事項

- ・おそれがあると認められる場合
- ・防止措置の内容

ク 厳格な情報管理の必要性

- ・対象事業者に課せられる情報管理措置の内容（性犯罪歴に関する適切な情報の取扱い等）

こどもまんなか みんなでまんなか



こども性暴力 防止法に関する 研修資料



従事者向け

こどもまんなか
こども家庭庁

令和8年3月

第3章 安全確保措置 1.早期発見のための取組

■安全確保措置の全体像

こどもの安全を確保するためには、日頃からの取組や、性暴力が疑われる場合に、適切かつ速やかに対応することが求められます。こども性暴力防止法では、そのための取組を「安全確保措置」といいます。性暴力を未然に防止し、性暴力が発生した場合は早期に発見するとともに、事実関係の調査を行い、被害にあったこどもの保護・支援や、更なる性暴力の防止につなげる取組です。

安全確保措置は、大きく5つに分けられます。

1.未然防止

服務規律などの整備・周知、施設・事業所環境の整備
従事者への研修、こどもや保護者への教育・啓発

2.早期発見

日常観察、相談窓口の設置・周知、面談・アンケート

3.性暴力の疑いを把握したときの初期対応

初期の聴き取り、事業者内での情報共有、被害にあったこどもの安全確保、保護者への連絡・説明

4.調査

証拠保全、聴き取り、事実の有無の判断

5.調査を踏まえた対応

方針決定、加害者への防止措置
被害にあったこどもへの保護・支援、関係者への対応・支援

従事者向け標準研修では、安全確保措置について、3章に分けて説明します。この章では、従事者の皆さんが、日頃から行うべき取組として、性暴力の早期発見のための取組について説明します。

未然防止

早期発見

初期対応

調査

調査を踏まえた
対応

本章で学ぶこと

1. 早期発見の重要性
2. こどもに対する日常観察
3. 面談・アンケート
4. 相談窓口の活用
5. 性暴力が疑われる場合の報告

(参考)従事者向け研修教材について

従事者向け研修教材はこちら

こども家庭庁「こども性暴力防止法に基づく従事者向け研修教材」

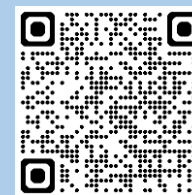
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/jujsya>



あわせて制度の解説動画（事業者向け）もご活用ください

こども家庭庁「こども性暴力防止法に基づく従事者向け解説動画・資料」

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/jigyousya>



従事者向け研修教材

標準動画	従事者が児童等と接する業務に従事するに当たり、理解しておくことが望ましい標準的な内容を網羅した研修動画。法第8条等に基づく研修として、対象事業者は対象業務への従事者に、原則として（※）、標準動画を用いた研修を受講させる必要。 ※業界団体・対象事業者が独自に実施する研修（ガイドラインで定める研修事項を満たし、座学及び演習を行うものに限る。）を受講させることも可能。 動画URL： https://www.youtube.com/playlist?list=PLIQ7HtehdR3Lw0MnIF2kMrT-MrxcABcQr
研修資料	標準動画の内容を解説・補足する内容をまとめた資料。
要点動画	従事者が児童等と接する業務に従事するに当たり、理解しておくことが最低限必要とされる事項を網羅した研修動画。法第8条等に基づく研修として、事業者は、不定期・短期間で従事する者等、標準研修の受講が直ちに困難である者については要点動画を用いた研修とすることが可能。 動画URL： https://www.youtube.com/watch?v=tk5ZpsTwRsQ
演習資料	従事者向けに演習を行う際に活用できる題材及びそれらの解説等をまとめた資料。
確認テスト	標準動画・研修資料に基づく研修の受講後、知識の定着を確認するためのテスト。
研修の手引き	事業者における研修の企画・運営担当者向けに、標準動画・研修資料を用いた研修の概要、実施方法、体制整備、記録管理、評価と見直し等について、実務的な観点から整理・解説した資料。

- こども性暴力防止法では、事業者に対し、性暴力の疑いなどが生じた場合の、報告方法、報告先、報告内容といった「報告ルール」や、報告を受けた後の対応者、対応事項、対応手順などの「対応ルール」を定め、従事者やこども、保護者に周知することが義務付けられています。
- こどもに対する性暴力や不適切な行為があったと疑われる場合に、速やかに対応するため、対応者や対応内容を、あらかじめ定めておくことが有効です。性暴力の「疑い」の段階から重く受け止め、様子見することなく、組織内外からサポートを受けながら、チームで迅速に対応するようにしましょう。重大事案にも対応できる一定の権限を有した役職者をこどもの安全・保護に関する責任者として定め、その下にメンバーを集めて、複数の従事者によるチーム編成を行うと良いでしょう。



(安全確保措置) 報告・対応ルールの方針策定

〇〇(事業者名)における対応フロー

性暴力の疑い

報告

※即日・速やかに

対応チーム

(1)
初期対応

チーム会議①

⇒ 初期対応の方針を決める。

一時的な接触
回避 ▶(1)(ア)

保護者への連
絡・説明 ▶(1)(イ)

関係機関への連
絡等

※ 初期対応の段階から、必要に応じ
て保護・支援を実施する。

(2)
調査

チーム会議②

⇒ 調査の方針を決める。

情報及び客観証
拠の保全 ▶(2)(ア)

聴き取り ▶(2)(イ)

チーム会議③

⇒ 事実の有無の評価 ▶(2)(ウ)

(3)
調査を
踏まえた
対応

チーム会議④

⇒ 対応方針決定

防止措置 ▶(3)(ア)

保護・支援 ▶(3)(イ)

チーム会議⑤

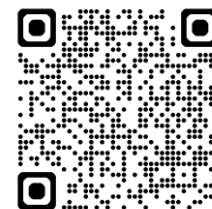
⇒ 再発防止策の検討

再発防止策の実施 ▶(3)(ウ)

報告・対応ルールのひな型は こちら

こども家庭庁「こども性暴力防止法に基づく
措置を行うに当たって活用できる各種ひな
型・参考例 リンク集」

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/hinagata>



相談窓口の設置・周知

- 被害にあったこどもやその保護者などが、できるだけ早く相談できるよう、**複数の相談ルートを設定**することが重要です。
- こども性暴力防止法では、**事業者の中で、相談員の選任や相談窓口の設置を行い、それを周知**することや、**事業者外の相談窓口を周知**することが、**事業者に義務付け**られています。
- 相談窓口を設置・周知する際には、**こどもの発達段階や特性を踏まえ、相談しやすくなる工夫をすることがポイント**です。こどもが複数の相談先から選択できるようにしましょう。

(例)

- ・ 性別に配慮して複数の相談員を置く
- ・ 一対一が良い、複数の先生で聞くのが良いなど、相談を受ける体制を、こどもの意向を可能な限り踏まえたものとする

複数の相談先から選択できる



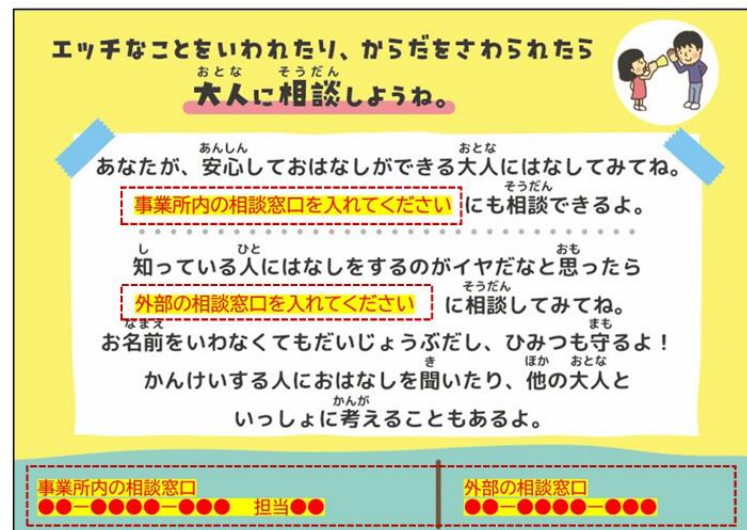
公的機関等が設置する主な相談窓口

状況 など	相談窓口	管轄	窓口概要・連絡先等
どこに 相談し ていい か分か らない が、困 っている ことが ある とき	24時間子供 SOSダイヤル	文部科学省	こども、その保護者を対象に、いじめやその他のこどものSOSの相談を受け付ける。原則として、電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関につながる。 【相談時間】24 時間 365 日 【相談手段】電話 【連絡先】0120-0-78310（通話料無料） 【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1306988.htm
	こどもの人権110番、 法務局LINEじんけん 相談等	法務省	こども、こどもに関する悩みをもつ大人を対象に、いじめ、体罰、不登校、虐待等の相談を受け付ける。最寄りの法務局等において、法務局職員または人権擁護委員が相談対応する。 【相談時間】平日 8:30～17:15 【相談手段】電話、メール、LINE 【連絡先】0120-007-110（通話料無料）、法務省ホームページ、LINE 【URL】 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html
	こどもの人権SOS ミニ レター	法務省	こども（主に小学生、中学生）を対象に、毎年 5 月～7 月の間に学校で配布。相談したいことを記入し、投函すると、最寄りの法務局に届く。人権擁護委員・法務局職員が希望する連絡方法（手紙・電話）で返信を行う。 【相談手段】郵送（切手不要） 【URL】 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html
	親子のための 相談 LINE	こども 家庭庁	子育てや親子関係について悩んだときに、こども（18 歳未満）とその保護者の方などが相談できる窓口。児童相談所等において、専門の相談員が相談対応する。 【相談時間】各地方公共団体の相談受付時間による 【相談手段】LINE 【URL】 https://kodomoshien.cfa.go.jp/no-gyakutai/oyako-line/
	こども家庭センター	こども 家庭庁	こどもや保護者・妊婦等からの子育てや妊娠・出産等に関する相談に応じ、困り事に寄り添い、必要なサービスの紹介や利用の支援、適切な支援先につなぐなどの支援を行っている。 【相談手段】お住まいの市区町村のホームページ等参照
	児童相談所	こども 家庭庁	こどもに関する家庭その他からの相談に対し、こどもが有する問題やこどもの置かれた環境の状況などに応じて、必要な支援を実施。電話は住んでいる地域の児童相談所につながる。 【連絡手段】電話 【連絡先】児童相談所相談専用ダイヤル：0120-189-783（いちはやく・おなやみを）（通話料無料）

状況 など	相談窓口	管轄	窓口概要・連絡先等
性暴力 か分か らない が、相 談した い	Curetime	内閣府	性暴力の悩みを専門相談員に相談できる。イヤだったこと、困っていること等、何でも相談できる。 【相談時間】毎日 17 時～21 時 【相談手段】チャット（日本語、外国語（英語、タガログ語、タイ語、スペイン語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ネパール語、ベトナム語、インドネシア語））、メール（日本語） 【連絡先】 https://curetime.jp/
性暴力 の疑い がある /性暴 力が起 きた	性犯罪・性暴力 被害者のための ワンストップ 支援センター	内閣府	被害直後から医療的支援、法的支援、心理的支援等の総合的な支援を可能な限り一か所で提供する相談窓口。電話は最寄りのワンストップ支援センターにつながる。 【相談手段】電話、（一部のみ）メール、SNS 【連絡先】#8891（はやくワンストップ）（通話料無料） 【URL】 https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryouku/consult.html
	犯罪被害者等 早期援助団体	警察庁	犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるように支援することを目的として設置され、都道府県公安委員会から指定を受けた民間被害者支援団体につながる。 【相談手段】電話（一部メール・問い合わせフォームあり） 【連絡先】 https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/dantai/shien_top.html
	性犯罪被害相談電話	警察庁	各都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口。発信地域を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口につながる。 【連絡手段】電話 【連絡先】#8103（ハートさん）（通話料無料） ※緊急時は 110 番通報

- ※ 地方公共団体において、こどもを対象にした、悩みに関する相談窓口が設置されている場合には、それも周知対象となり得る。
- ※ 保育所等の場合、所管行政庁が設置する虐待に関する相談窓口も周知対象となる。
- ※ 障害児の場合には、地方公共団体の障害者福祉課等/自立支援協議会も相談窓口となり得る。
- ※ 外部相談窓口によっては、児童等からの相談により得た情報を対象事業者に提供することを想定していない場合がある。

<うら>



児童等向け周知用資料（ひな形）

< 中高生向け >

性被害からあなたを守るために、
相談を受けた後はこのように対応します

あなたの意見をききながら、
あなたの安全を守りながら、適切に対応します。
ひとりで悩まずに、まずは相談してください。



相談を うける

- ・ とく名で(名前を言わずに)相談できます。
- ・ 秘密は守られます。安心して相談してください。



ほかの 大人と 協力する

- ・ 相談の内容については、ほかの大人と協力して対応します。
- ・ 誰とどのように協力するかは、あなたと相談したいです。あなたの知らないところで、誰かが知ることがないように努めます。



しらべる

- ・ 相談してくれた内容についてもっとくわしく知るため、関係する人に話をきいたりします。
- ・ あなたを傷つけた人への確認は慎重に行います。



対応を きめる

- ・ あなたにも、どういう対応がよいかなど、意見をききます。
- ・ しらべた内容によって、どのように対応するかを決めます。



報告する

- ・ 相談を受けてから、どういう対応になったか、あなたにお知らせします。

< 小学生（高学年）向け >

あなたを守るために、
相談を受けた後はこのように対応します

あなたの意見をききながら、
あなたの安全を守りながら、きちんと対応します。
なやまずに相談してください。



相談を うける

- ・ お名前をいわなくてもだいじょうぶです。ひみつも守ります。



しらべる

- ・ 相談の内容について関係するひとに話をきいたり、ほかの大人と協力することもあります。



対応を きめる

- ・ あなたの意見をききながら、どのように対応するかきめます。
- ・ きめた対応についてはあなたにもお知らせします。



< 小学生（低学年）向け >

あなたを まもるために
このように します



あなたの はなしを ききます。
あなたの あんぜんを まもります。
なやまずに おはなしをきかせてください。



おはなしを きく

- ・ おなまえを いわなくても だいじょうぶです。ひみつも まもります。



しらべる

- ・ かんけいする ひとに はなしを きいたり、ほかの おとなと いっしょにかんがえることもあります。



どうするか きめる

- ・ あなたの おはなしを ききながら、どうするか きめます。
- ・ きめたら あなたにも おはなしします。

こどもの性被害を防ぐために 保護者の皆さまにお願いしたいこと

保存版

1 こどもの権利について知ること



こどもの権利を学ぶことで、こどもは、危険に対して「いや」と言いやすくなると考えられます。保護者の皆さまも、こどもたちと一緒に**こどもの権利についてご理解をお願いします。**

★ 参考パンフレット
ちかごろよく聞く こどもの権利って！？
(こども家庭庁)
URL: <https://www.cfa.go.jp/policies/childrights>



★ 「生命(いのち)の安全教育」
こどもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教材です(文部科学省)。
URL: https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html



2 こどものサインに気づくこと



こどもは、性暴力を受けても、被害を訴えることが難しいケースが多いです。

こどもが見せるサインを見逃さないよう、日頃からこどもの様子に目を配ってください。

★ 参考パンフレット
こどもたちのためにできること
～性被害を受けたこどもの理解と支援～
(内閣府・こども家庭庁)
URL: https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/index.html#child
※ サイト下部に当該パンフレットがごさいます。



性被害に関する ご相談はこちらへ

- ・ XXX
- ・ XXX
- ・ XXX

事業者ごとに、内部・外部の相談窓口を記載。別紙にする、リンクを貼るなども可。

こどもから被害の相談があった場合、異変を感じた場合、相談してよいかわからない場合でも、悩まず相談してください。誰からの相談かや、相談の内容に関する情報は、厳格に取り扱います。相談したことで、不利益を受けることはありません。

こども性暴力防止法の詳細については、こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。
URL: <https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

こども性暴力防止法 検索



こどもの性被害を防ぐために 【〇〇(事業者名)】の取組

◆ こども性暴力防止法に基づき取り組んでいます

「性暴力」には、犯罪に該当するものだけでなく、「こどもを不快にさせる性的な言動」なども含まれます。

<「性暴力」の例>

不同意性交、性的部位への接触、わいせつな言動、児童買春、児童ポルノ撮影・所持、のぞき、盗撮 等

起こさせません、見逃しません

- ・ 面談・アンケート
 - ・ 相談窓口の設置
 - ・ 従事者への研修
- などを実施しています。



職員の性犯罪前科を確認しています

(*)法施行(令和8年12月25日)後順次
性犯罪前科がある職員は、
性暴力のおそれを踏まえ、
こどもと接する業務に
従事させません。



(個別の確認結果は 法律上お伝えできません。)

◆ 〇〇の職員は「不適切な行為」は行いません

性暴力につながる「不適切な行為」として、次の行為を定めています

- ・ XXX
- ・ XXX
- ・ XXX

各事業者の実態に応じて定めた行為を記載。別紙にする、リンクを貼るなども可。

◆ 万が一、性暴力の事案が発生したら

こどもを守ることを最優先に、関係法令やルールに基づき、事実の確認やこどもの保護に組織として全力で対応します。また、日頃からそのための体制を整えています。

事案の概要は、原則として、事案にかかわっていない保護者の皆様にも、ご説明します。

ただし、事業者の対応に遅れや混乱が生じたり、二次被害等が生じることを防ぐため、必ずしも事案の発生直後に説明を行わない場合があります。ご理解をお願いします。

お願い

うわさを立てたり、広めたりしないようお願いします

性犯罪歴や性暴力の疑いなどの情報は、個人の重要なプライバシーに関わります。

性暴力の被害のうわさが広まると、被害を受けたこどもやその家族を大きく傷つけ、二次被害につながります。

⚠️ このようなプライバシーにかかわるうわさを流した場合、法律に定める罰則や、損害賠償の対象となる可能性があります。



- 問題が起きる前に**組織全体で予防と対策を講じる必要**があるとの認識の下、立候補形式で現場職員が中心となる**チームを結成**。外部の専門的な知見から学ぶワークショップ等を行いながら、ボトムアップで禁止事項19項目、留意事項10項目からなる「**こどものセーフガーディング行動規範**」を策定（令和5年3月）。
- 職員としての姿勢が**明文化**され、研修でも活用することなどで**全職員が共通理解を持ち行動**することにつながっている。
- 策定後、こどもにも周知。アンケートで生の声を集める取組も推進。チラシを作成し館内掲示と保護者や地域へ配り説明。



行動規範 ～職員がこどもとかかわるときに

私たちは、こどもにとってもっとよいことはなにかを、こどもと一緒に考えます。
こども一人ひとりに寄り添い、こどもの気持ちや意見を大切にします。

- 1 こどもの権利を保障する立場であることを自覚し行動します。
- 2 こどもと気持ちを共有し、こどもの声を大切にします。
- 3 こどもの持つ力を信じ、時に関わり、時に見守り、こどもの成長の機会を第一にします。
- 4 こども一人ひとりがこどもの権利を理解し意見表明・参画する柱となるよう、こどもの持つ力を引き出します。
- 5 こどもについて職員間で共有しコミュニケーションに努めます。

大切にしていること～

- 6 こどもの発達・安全に危険を察知した場合は、内外問わず安全確認のため関係機関と連携を図ります。
- 7 事業の前に行動規範に反する活動内容でないかどうかを話し合います。
- 8 行動規範に則り、こどもたちが安心安全に活動できる環境を整えます。
- 9 不適切な行為が見過ごされないように、こどもに関わる一人ひとりが責任を持ちます。
- 10 可能な限り第三者の目が届く場所で、こどもと過ごします。

子どもの権利条約4つの原則



出典：
日本ユニセフ協会

権利を守るための行動規範

行動規範とは

行動規範は、こどもの権利を守り、こどもの安心安全な環境づくりのための大切な価値観や判断基準、言動を明言したものです。行動規範の基盤はこどもの権利、守られる権利4つの原則を根幹としています。

誰が行動規範を守るのか

・児童会館の職員・児童会館に関わるすべての方
行動規範は公私にわたって遵守することとしています。

行動規範～禁止事項～

1. どんな理由があっても、叩く・蹴る等暴力を行うこと
2. 罰を目的とした拘束をもって身体的苦痛を与えること
3. 暴言・無視・脅し・人格や特性を否定する提案・発言など、心理的苦痛を与えること
4. こどもと性的な関係を持つこと
5. 支援が必要な場合を除き、プライベートゾーンを見る・触る・見せる・触らせること
6. 不適切な身体的接触をすること
発達段階に合わせた適切な対応に努めます
7. わいせつなことを連想させる言動をすること
こどもにわいせつな画像や動画を見せること
8. 性的嗜好の対象となるような写真の撮影や掲載をすること
9. 宿泊行事において、こどもと同室で寝ることや一緒に入浴すること
※ただし支援が必要な状況かつ上長の許可を得ている場合を除く
10. こどもが困っている状態や危険な状況のまま放置すること
11. 性的、金銭的、労働力としてなど、いかなる理由においても、こどもを個人の利益や欲求のために利用すること
12. 差別やえこひいきなどによって、他のこどもと異なる扱いをしたり、集団から排除、また加担すること
13. 支援が必要な場合を除き、子どもが自分でできることを必要以上に手伝うこと
14. こども本人及び保護者の承諾をせずに写真や動画の撮影や使用すること
記録時に個人端末を使用すること
15. 撮影した写真や動画を私的な理由で使用すること
16. 活動上知り得た情報や個人を特定できるような内容を外部に漏らすことや、個人のSNS等に発信すること
17. 活動外において、こどもや利用者と個人的な連絡を取ったり、取ろうとしたり、会ったりすること
18. こどもが暴力や虐待の被害にあいやすい状況や環境をつくること
19. 行動規範違反との疑念を持たれかねない行動や状況に自分自身を置くこと

アンケートから出た
こどもたちの声

ひつよいじょうに
強い言い方をしないでほしい

アンケートから出た
高学年だからって
自分で解決してって言わないでほしい

ベタベタされたいやだな～

こまっていたら
サポートしてほしい

気持ちを否定
しないでほしいな

※こどものセーフガーディング行動規範アンケートより
アンケート実施期間：令和7年10月17日～10月30日

保護者のみなさまへ

児童会館・ミニ児童会館の活動の中で困ったことやご心配なことがありましたら、児童会館の職員にご連絡ください。

運営ルール・危機管理マニュアルの作成、ボランティア等に対する研修等 (Learning for All)

- こどもの安全を守るための**運営ルール**を定め、**ガイドライン**を整備。室内で二人きりとなる状況は作らないなど「こどもとの接し方の注意事項」などを定めた**危機管理マニュアル**も作成。職員だけでなく、学習支援に参加する学生ボランティア等とも共有。
- **ボランティアには現場に入る前に**、こどもへの性暴力禁止などハラスメント防止を含む約20時間の**研修を実施**。
- 居場所づくりの活動の中では、こどもに対し、作成した**プライベートゾーン**について教えるための**カードを活用し**、水着で隠れる身体部分と口は、他の人に見せたり、触らせたりしてはいけないことを教えている。（日々の活動の中で、性に関するルールについて児童の意識が低いと感じた際に、カードを繰り返し活用。）

ハラスメント 危機管理マニュアル抜粋

■ 認識

- 「軽い冗談」や「スキンシップ」など、親しさを表すつもりで行為であったとしても、受け止める側の子どもが不快を感じる場合があることを理解する。
- 「この程度のことは許容範囲内だ。」「子どもと信頼関係が築けている。」などの勝手な憶測・思い込みはしない。
- 子どもに嫌がっている様子が見られなくても、「スタッフに嫌われるかもしれない。」「スタッフが怒るかもしれない。」などと考えて意思表示できないだけで、実際は不快に思い苦しんでいる場合があることを理解する。
- 精神的未熟又は情緒不安定ゆえに、子どもがスタッフに身体的接触を求めてきたり恋愛感情の表現があった場合に、完全に拒否すれば子どもとの信頼関係が損なわれたり情緒不安が悪化する恐れがあると考えることは自分勝手な思い込みであり、決して応じてはならないことを理解する。

■ セクシャルハラスメント

- 子どもとの接し方の注意事項
 - 室内で子どもと2人きりとなる状況は絶対に作らないこと。
 - 安易に学校外（職員・スタッフの車の中を含む。）で相談を受けたり、2人きりになる状態で室内に招かないこと。
 - 個人の携帯電話の番号やメールアドレスを交換しないこと。
 - 子どもとの連絡やりとりは原則NGとし、保護者との連絡においては、すべて拠点の携帯電話あるいは拠点メールアドレス/拠点LINE(マネージャー要承認)からとする。
 - 閉鎖された空間である面談室等を使用する場合には、事前に他職員に状況説明をすること。
- 具体例
 - 発言によるセクハラ
 - 卑猥な冗談を言ったり、恋人や性的な体験などについて聞く。
 - 身体的な特徴・サイズについて聞く。
 - 生理を理由に欠席する子どもに、月経周期等を必要以上に質問する。
 - 必要以上に電話をし、また、携帯電話などで性的な表現などを使用したメールを送る。
 - 行動によるセクハラ
 - 子どもを膝のうえに乗せて頭・腕などを撫でる。
 - 会話の際に、必要がないのに肩や背中に触れながら話をする。
 - マッサージと称して身体に触れる。また、子どもにマッサージをさせる。
 - 胸や局部などをじろじろと見る。
 - 記録係でもないのに個人的なビデオ・写真撮影などを行う。
 - 子どもの相談に乗るなかで自分に好意を抱いた子どもの身体に触れる、キスなどをする。
 - （特に障害のある子どもに対して）抱きかかえる際に、胸を押さえたり、お尻を触る。必要以上に体を密着させる。



① 公益社団法人全国学習塾協会の「学習塾に通う子どもの安全確保ガイドライン」における誓約書例

〈誓約書参考例〉

誓約書

株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役社長 〇〇〇〇〇 様

私は、令和〇年〇月〇日より貴社に勤務するに際し、下記の事項を確認のうえ、チェックボックス□にチェックを入れ同意し、それぞれの事項を遵守し職務に精励することを誓約致します。

記

□いかなる理由があっても子ども及び保護者との性的接触・行為及び発言はいたしません。

(例)・性別を問わず、子どもに触れること(ボディータッチ)をしない。
・授業等以外で、意図的に子どもを誘導し、密室内で1対1の状態にならない。

□私用のスマートフォン等の写真及び動画撮影可能な電子機器を教室へ持ち込むことはいたしません。

□学習塾に通う子どもとの私的な連絡先(SNSアカウントも含む)の交換はいたしません。

□学習塾に通う子どもと、いかなる場合でも交際することはいいたしません。
(交際をしていない場合でも、誤解を招くことがないよう行動すること。)

□在職中、退職後に関わらず、業務上知り得た、子ども及び保護者の個人情報を第三者に提供することはいいたしません。

□就業規則に則り、上司の指示・命令に従い規律の遵守に努め、誠実に職務を遂行いたします。

令和〇年〇月〇日

私は上記の内容について、説明を受け同意しました。
その証として、ここに署名をいたします。

住所：

氏名： 印

② 認定特定非営利活動法人カタリバの「セーフガーディング指針のための行動規範」

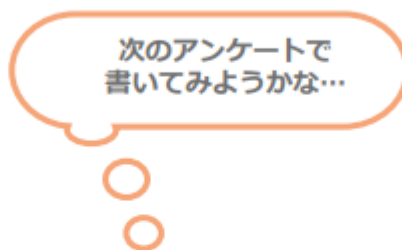
カタリバ・セーフガーディング指針のための行動規範

- 子どもたちの安心・安全を守るために、すべての活動メンバーが実践すべき行動を以下に示します。
- 子どもたちに対して、以下の行為を行わないことを約束します。
 - 身体的または精神的に傷つける
 - 不適切な言動で接する
 - 危険にさらされるような状況に置く
 - 危険または乱暴な振る舞いをしていても見て見ぬふりをする
 - 差別したりえこひいきしたりする
 - カタリバの活動外で個人的に連絡を取る、もしくは取ろうとする
 - 不適切な画像、動画、ウェブサイトに誘導する
 - 性的なことを連想させる身振りや態度を取る
 - 性的関係をもつ
 - 同じ部屋で寝る(災害等の緊急事態により安全管理上必要な場合を除く)
- 子どもたちと接する時に、以下の点に留意します。
 - 可能な限り他者の目が届く場所で子どもと接するようにし、子どもと2人きりになるもしくは1対1でやり取りする必要がある場合は、子どもに不安を与えない環境を整えたとともに、周囲が状況を把握できるようにする
 - 子どもたちにとって危険な状況を察知し、問題が発生しないように事前に対処する
 - 子どもが危険にさらされていることを見過ごさないようにし、問題に気づいた場合は直ちに子どもを保護し、さらなる被害の発生を防ぐ
 - 子どもが気になっていることに常に耳を傾け、話を聞くようにする
 - 子どもたち自身に「子どもの権利」について理解してもらい、問題が起きた場合に、どのように対処すればよいかを伝える
 - ちょっとした問題や懸念について気軽に話し合える関係性をつくる

2024年4月1日策定

日常観察や面談・アンケートの実施

- 早期発見のための方法として、「**こどもに対する日常的な観察**」があります。性暴力の被害にあったこどもには、心身にさまざまな反応が見られる場合があります。早期発見のためには、従事者が**日頃から、こどもの心身・行動に変化がないかを観察する中で、小さな変化や SOS 信号を見逃さないことが重要**です。
- **こどもに面談・アンケート**を行い、**事業者の方から能動的に、性暴力の早期発見につなげることも有効**です。いつでも性暴力の悩みを打ち明けられるという安心感をもち、加害行為を行う可能性のある従事者に対する抑止効果も期待されます。
※こども性暴力防止法では、事業者は、こどもに対して日常的な観察を行うことや面談・アンケートを行うことが義務付けられています。



- 児童に対する性暴力は、被害児童の心身に重大な影響を及ぼし、**その影響が、下表のような心身の不調や問題行動として現れることがある**。ただし、その影響は、被害の状況、それに対する児童の認識、被害後の周囲の対応等によって異なり、個人差がある。
- なお、下表のような変化は、性暴力のみならず、他の出来事が原因で生じることもあるものである。該当する変化がみられたからと言って、必ずしも性被害が生じていることを示すものではないことに留意する。

	気にかけてほしい児童の変化（性暴力を受けた児童によくみられる反応）
からだの変化 	・ 体調不良（頭痛、腹痛、吐き気、倦怠感など） ・ 過呼吸、動悸、過度な発汗 ・ 不眠など（眠れない、怖い夢を見る、睡眠時に叫び声を上げるなど） ・ 食のトラブル（食欲不振、過食） ・ 排泄トラブル（頻尿、夜尿、下痢など）
こころの変化 	・ 元気がない、過度に元気 ・ 情緒不安定 ・ 集中力の低下、ぼんやりしている、学力不振 ・ イライラしている ・ 自信をなくしている、自己卑下をする
行動面の変化 	・ 人との距離の変化（人と接したがる、過度に人との距離が近い） ・ からだを触られる、肌を見られるのを嫌がる ・ 性的な行動の変化（性的な話題を過度に避ける、性的な言動が増える） ・ 反抗的になる、乱暴になる、非行（飲酒、喫煙、家出など） ・ 自傷行為（リストカットなど） ・ 特定の人物との関係が不自然（過度に避ける、過度に接近する）

- こども性暴力防止法では、従事者による性暴力の疑いを認めるときは、その事実の有無と内容について調査を行うことが、事業者には義務付けられています。
- 組織内で性暴力の疑いが報告された段階で、客観的証拠の収集と保全、関係者への適切な聴き取りによる、事実確認を行います。
- 被害にあったこどもへの聴き取りは難易度が高く、「記憶の汚染」や「心身への負担」を避けるためにも、最小限にとどめ、犯罪の疑いがある場合は、警察を始めとする関係機関や専門家と連携することが望ましいと言えます。また、早くから所管行政庁などの行政機関に相談し、可能な限り一体的に調査を行いましょう。公認心理師・臨床心理士、弁護士などの外部専門家の協力を得ることも重要です。



弁護士や心理職などの専門家に相談することも有効



「記憶の汚染」とは

被害にあったこどもに、何度も話を聴いたり、誘導するような質問をしたりすると、質問に含まれる情報やあとから聞いた情報を、自分の考えや体験と思い込んで、本来の体験の記憶が変わってしまうこと。

「記憶の汚染」が起きると、その後の裁判などで、こどもの証言が、証拠となくなる可能性がある。



こどもへの聴き取りに関する 留意点 ＜知識編＞



こどもまんなか
こども家庭庁

3. こどもへの聴き取りで起こり得る問題

こどもへの聴き取りで起こり得る問題について考えていきましょう。次の4つの問題点が挙げられます。

（1）事実確認のためのこどもへの聴き取りで起こり得る問題

① 繰り返しの聴き取り

大人は心配なあまり、ついつい聴き取りを繰り返してしまいがちです。これは、二次被害となるおそれがあります。

② 二次被害

「二次被害」とは、性暴力被害そのもの（一次被害）とは別に、被害後の周囲の対応等により、被害者が新たに受ける精神的・社会的な苦痛や不利益のことです。

③ 誘導的な聴き取り

「こんなことがあったのではないか」と様々な想定や仮説を立て、その方向に誘導的に聴き取りを行ってしまうことがあります。これにより、記憶の汚染が起こるおそれがあります。

④ 記憶の汚染

「記憶の汚染」とは、こどもが、周りからの質問や事後に得た情報を自分の考えや経験と思い込んだり、体験のない被害を実際に体験したと思い込んだりして、記憶が変わってしまうことです。また、繰り返しの聴き取りも、記憶の汚染につながります。

このため、正しい知識を持たずに被害を受けたこどもに聴き取りを行ってしまうと、こどもに二次被害を与えたり、記憶の汚染を生み出してしまう可能性があります。



正しい知識を持たずに被害を受けたこどもに聴き取りを行うことで、
二次被害や記憶の汚染を生み出してしまう

○ こども性暴力防止法では、従事者による性暴力が行われたと認めるときは、そのこども
の保護・支援のための措置を行うことが事業者に義務付けられています。被害にあったこ
どもが日常を取り戻し、落ち着いて、教育・保育などを受けることができるように、事業者
は次の取組を実施することが求められます。

- ・被害にあったこどもと、性暴力を行った従事者との接触の回避
- ・事案の内容に応じた支援機関などに関する情報提供
- ・被害にあったこどもやその保護者からの相談への真摯な対応

支援機関等の例	支援内容
地域の性暴力被害者支援機関 (ワンストップ支援センター、犯罪被害者等早期援助団体等)	被害者の心身の負担を軽減し、その回復図るため、被害直後からの必要な支援を提供する（例：医療機関への同行支援・紹介や警察への同行支援等）。 ※ ワンストップ支援センターの支援内容の細については、各都道府県に設置されている各センターのホームページを参照
医療機関	治療が必要な外傷がある場合、妊娠又は性感染症の可能性がある場合や薬物を使用されたおそれがある場合等には、医療機関受診が必要。
警察	被害届を出すか決まっていなくても、警察への相談は可能。警察では被害児童の心情に十分配慮して対応。
弁護士	被害児童等の権利を守るため、早期に弁護士のサポートを求めることも有効。
地方公共団体	犯罪被害者等（性暴力を含む）に係る「総合的対応窓口」において、相談・問い合わせを受け付け、必要に応じ、地方公共団体内の関係部局や関係機関・団体に情報提供・橋渡しなどを行っている。

犯罪事実確認とは

- 事業者は、こどもと接する業務の従事者について、雇入れや配置転換の際、過去の性犯罪歴の確認が必要となります。

確認の対象

- 犯罪事実確認では、「**特定性犯罪**」と呼ばれる罪を犯し、
 - 1) 拘禁刑の執行が終わってから20年が経過していないもの
 - 2) 拘禁刑の執行猶予の判決が確定してから10年が経過していないもの
 - 3) 罰金刑の執行が終わってから10年が経過していないものが確認の対象となります。
- 「**特定性犯罪**」の例 ※ 成人に対する性犯罪を含む。



不同意
性交

不同意
わいせつ

盗撮

未成年
淫行

児童買春

児童
ポルノ
所持

痴漢

など

対象となる業務は？

- 教員、保育士等、**こどもと常に接する職種は一律対象**となります。
- 事務職員、送迎バスの運転手など、業務内容によって、**こどもに継続的に接する可能性がある職種は、現場判断で対象**とできるように整理しています。
- 雇用形態の違い、雇用契約の有無などにかかわらず、短期間の労働者、ボランティアなども対象になります。

一律対象（職種全体が対象）となる



学校の先生



保育士

など

実態に応じて対象を現場で判断する



事務職員



送迎バスの運転手

など

「職種全体が対象になる」とされている職種について

Q ガイドラインで「職種全体が対象になる」とされている職種について、事業者の判断で対象としないことは認められますか。

A

「職種全体が対象になる」とされている職種については、業務の性質一般として3要件（支配性、継続性、閉鎖性）を満たすものとなるため、個々の従事者の従事の仕方（例：スポットワークで短期間のみ従事している等）にかかわらず対象となり、事業者の判断によって対象としないことはできません。

- 犯罪事実確認等の対象となる職種については、支配性・継続性・閉鎖性の要件を満たす必要がある。
- その具体的解釈については、次の表のとおり。

3要件 具体的解釈	
支配性	・ 業務上、児童等と接する中で、指導、コミュニケーション等を通じて、優越的立場に立つ機会が想定される場合には、支配性があるものとして判断すること ・ また、従事者と児童等が、日々顔を合わせ、会話等を不定期に行うのみであっても、成人とこどもという関係上、自然と支配性は生じ得るものであるため、業務の中で児童等と接する機会が継続的にある場合には、原則として、支配性があるものとして判断すること
継続性	・ 日常的、定期的、その他継続性をもって（不定期であっても反復継続が見込まれる場合など）児童等と接する機会が想定される業務や、法律に明記されている教諭、保育士等のように一般的に継続性をもって児童等に接することが想定されている業務については、（短期・長期の従事であるか否かにかかわらず、）継続性があるものとして判断すること ・ 一方、年に1回のイベント講師や、緊急時に突発的に接する場合など、児童等との接触が一時的であるものは、継続性がないと判断し得ること
閉鎖性	・ 他の職員や保護者等が同席しないなど、第三者の目に触れない状況で児童等と接する（※）機会が生じ得る場合（従事者一人に対して児童等が複数の場合を含む。）には、閉鎖性があるものとして判断すること ・ 一方、災害、急な事故などにより、突発的かつ一時的に閉鎖環境が発生するものは、閉鎖性がないと判断し得ること ※ SNSやコミュニケーションアプリ、学習ツール等を通じたオンラインでの接触も含む（録画配信など児童等とのやりとりが生じないものは除く。）。

(参考)実態を踏まえて犯罪事実確認等の対象か否かが判断される職種等の例①

青：支配性
黄：継続性
緑：閉鎖性

こどもまんなか
こども家庭庁

職種	対象／対象外	具体例
事務職員	対象	・事務作業を中心的な業務としつつも、保護者と職員が面談をする際に、別室で児童等の面倒を見るなど、例外的な場面では児童等と接触することも業務として想定される者 (①児童等との一定の接触から支配性、②業務として行っていることから継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。)
	対象外	・業務が電話対応、書類整理などに限定され、児童等との接触がほとんど想定されない者 (業務内容により、児童等との接触がほとんど想定されないため、①支配性、②継続性、③閉鎖性のいずれも満たさない。)
バス運転手等	対象	・日々の送迎業務において、他の職員が同席しないバスで、児童等に会話等を通じて接触することが想定される者 (①児童等との一定の接触から支配性、②日常的である点から継続性、③第三者の同席がない点（特に最後に降ろす児童等とは一対一になる）から閉鎖性のそれぞれを満たす。)
	対象外	・日々児童等と顔を合わせて送迎を行っているが、他の職員の同乗が前提となっており、第三者の同席がない状況で児童等と接することがほとんど想定されない者（②児童等と継続的に顔を合わせ、①一定の接触も行っているが、③他の職員が同乗しており、第三者の同席があるため、閉鎖性を満たさない。)
受付業務員	対象	・児童等への日常的な対応業務の中で、他の職員が同席しない状況で、児童等に会話等を通じて接触することが想定される者 (①児童等との一定の接触から支配性、②日常的である点から継続性、③第三者の同席がない場合があることから閉鎖性のそれぞれを満たす。)
	対象外	・人の往来の多い場所で、来客対応や電話対応等の事務作業のみを行い、児童等との接触がほとんど想定されない者 (②児童等と継続的に顔を合わせるが、③外部に開かれた受付スペースでの対応が中心であり、①児童等との接触がほとんど想定されないため、支配性、閉鎖性を満たさない。)
清掃員	対象	・教育、保育等を行っている時間に、日常的に他の職員が同席しない状況で、児童等に会話等を通じて接触する機会がある者 (①児童等との一定の接触から支配性、②日常的である点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。)
	対象外	・児童等がいない時間帯に清掃を行い、児童等との接触がほとんど想定されない者 (児童等と接触しないため、①支配性、②継続性、③閉鎖性を満たさない。)
警備員	対象	・他の職員が目が届かないところも含めて施設内を日常的に巡回し、児童等に会話等を通じて接触することが想定される者 (①児童等との一定の接触から支配性、②日常的である点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。)
	対象外	・人の往来の多い校門や施設外での警備のみで、児童等との接触がほとんど想定されない者 (②児童等と継続的に顔を合わせるが、①一定の接触はほとんど想定されず、③第三者の目があるため、支配性、閉鎖性を満たさない。)

(参考)実態を踏まえて犯罪事実確認等の対象か否かが判断される職種等の例②

青：支配性
黄：継続性
緑：閉鎖性

こどもまんなか
こども家庭庁

職種	対象／対象外	具体例
調理員	対象	・業務上の食育指導、給食の準備・片付け等の際の会話等を通じて、他の職員の同席がない環境で児童等と接触することが想定される者 (①指導等による児童等との一定の接触から支配性、②業務上である点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。)
	対象外	・調理業務のみを行い、児童等との接触が想定されない者 (児童等と接触しないため、①支配性、②継続性、③閉鎖性のいずれも満たさない。)
スクールソーシャルワーカー	対象	・他の職員が同席しない児童等との面談を日常的な業務として行っている者 (①個別面談による児童等との密接な接触から支配性、②日常的な業務である点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。)
	対象外	・教職員、保護者、地方公共団体、他の支援機関等との連携が中心で、児童等と接触する場合は例外的かつ保護者や他の職員の同席が想定される者 (①児童等と接触する場合は密接に関わるため支配性を満たすが、②例外的であり、③第三者の目があるため、継続性、閉鎖性を満たさない。)
医師/嘱託医	対象	・施設内の診察室等で、年に複数回個別診察や健康相談等の業務を行っており、他の職員が同席しない状況が生じ得る環境下で、児童等との一定の接触が想定される者 (①個別診察等による児童等との一定の接触から支配性、②複数回継続している点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。)
	対象外	・年一回の定期的健康診断のみで、児童等との接触が一時的かつ常に他の職員による同席が想定される者 (①診察等による児童等との一定の接触から支配性を満たすが、②一時的であり、③第三者の目があるため、継続性、閉鎖性を満たさない。)
看護師等	対象	・日常的に児童等の健康管理等を行い、体調不良時は別室で対応するなど一対一で接触することが想定される者 (①健康管理等による児童等との一定の接触から支配性、②日常的である点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。)
	対象外	・緊急時の応急対応のみを行い、児童等との接触が短時間かつ他の職員が同席することが想定される者 (①応急対応による児童等との一定の接触から支配性を満たすが、②一時的であり、③第三者の目があるため、継続性、閉鎖性を満たさない。)

(参考)実態を踏まえて犯罪事実確認等の対象か否かが判断される職種等の例③

青：支配性
黄：継続性
緑：閉鎖性
こどもまんなか
こども家庭庁

職種	対象／対象外	具体例
ボランティア	対象	・居場所づくりの事業等で学習支援を行うスタッフとして児童等に「一対一で指導、交流等を行う」ことが想定される場合 (①指導、交流等により児童等との一定の接触があるため支配性、②スタッフとしての定期的な参加が見込まれるため継続性、③第三者の同席がない場合が想定されることから閉鎖性をそれぞれ満たす。) ・大学のサークルで、月に2回、障害児施設での交流会を開催し、支援、ケア等を通じて児童等と一対一で接することが想定される場合 (①支援、ケア等により児童等との一定の接触があるため支配性、②月2回と定期的である点から継続性、③第三者の同席がない場合が想定されることから閉鎖性をそれぞれ満たす。) ・ボーイスカウトのOBとして、自然体験活動に定期的に参加し、児童等に個別指導等を行うことが想定される場合 (①個別指導等により児童等との一定の接触があるため支配性、②定期的である点から継続性、③第三者の同席がない場合が想定されることから閉鎖性をそれぞれ満たす。)
	対象外	・学校のPTAが開催する年1回のバザーなどのイベントに、保護者がボランティアとして参加する場合 (継続性がなく、参加者として整理) ・地域のスポーツクラブの練習に、大学生となったOBが、夏休みの1日だけ、ボランティアとして児童等に指導等を行う場合 (継続性がなく、参加者として整理)
その他	対象外	・学校に1日だけ講演に来るゲストスピーカー (1日だけであり、継続性を満たさず、第三者が同席しない状況で児童等に接することが想定されないため、支配性、閉鎖性も満たさない。) ・模擬試験の試験問題の配付、時間管理等の運営管理にアルバイトスタッフとして携わる者 (第三者の同席がない状況で児童等との接触が想定されない場合には、支配性、閉鎖性を満たさない。)

犯歴「なし」の場合

- ① 事業者からこども家庭庁に申請
- ② 戸籍情報は、従事者本人がこども家庭庁に提出
- ③ こども家庭庁から法務省に性犯罪前科を照会
- ④ 法務省からこども家庭庁に回答
- ⑤ こども家庭庁から事業者に犯罪事実確認書を交付

犯歴「あり」の場合

- ① 事業者からこども家庭庁に申請
- ② 戸籍情報は、従事者本人がこども家庭庁に提出
- ③ こども家庭庁から法務省に性犯罪前科を照会
- ④ 法務省からこども家庭庁に回答
- ⑤ こども家庭庁から従事者本人に回答内容を事前に通知。従事者本人は、通知内容の訂正請求が可能。
- ⑥ - 1 訂正請求期間中に従事者本人が内定辞退すれば、犯罪事実確認書は交付されない
- 2 訂正請求せず 2 週間が経過すれば、こども家庭庁から事業者に犯罪事実確認書を交付



犯歴のある・なしに関わらず、犯罪事実確認に関する情報は厳重に取り扱う必要があります。

※ 対象従事者が派遣労働者等である場合は、派遣元ではなく、派遣先の事業者にて犯罪事実確認を実施します。

犯罪事実確認の交付申請までの具体的な手続

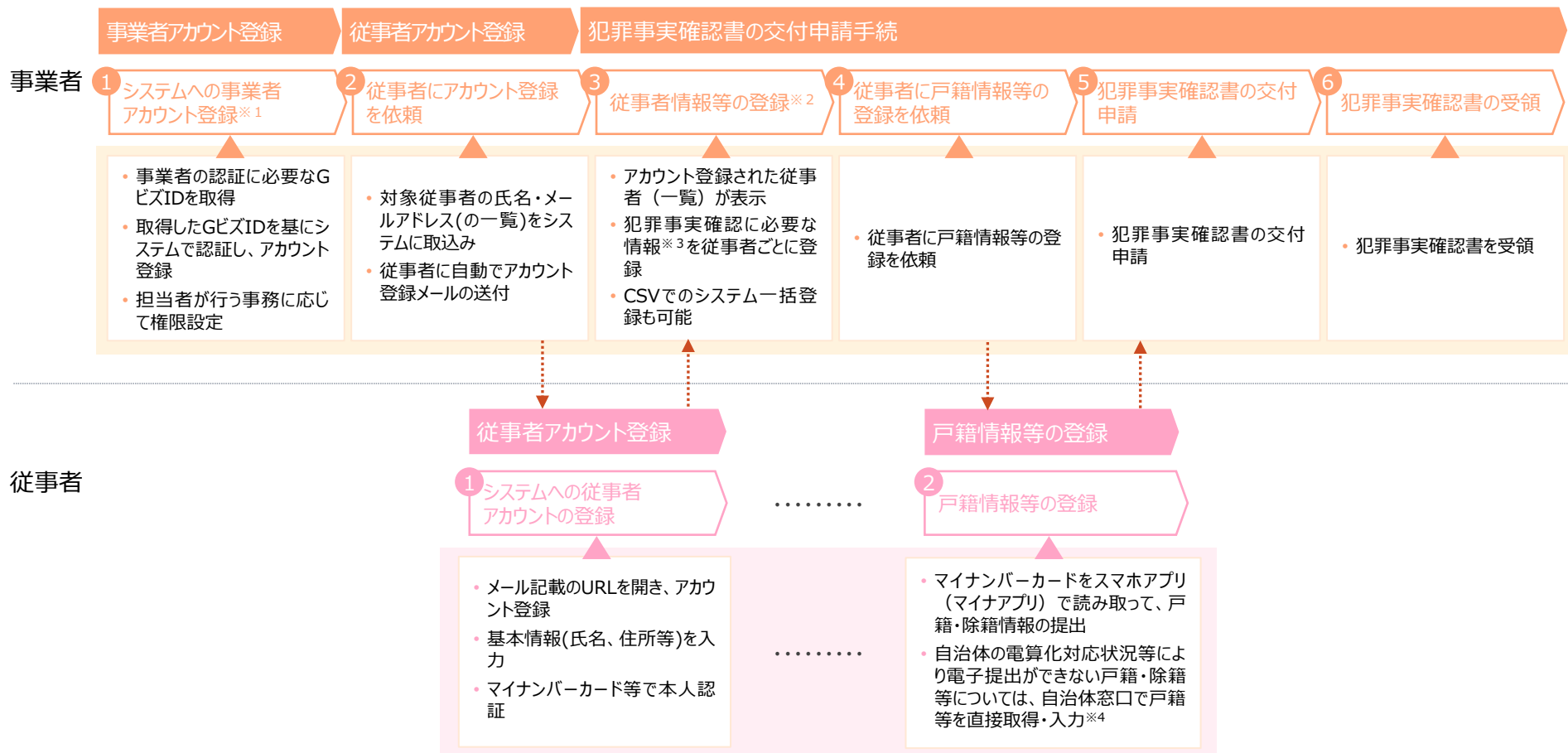
Q 犯罪事実確認について、対象事業者と対象従事者が行う手続を教えてください。

- A** こども性暴力防止法に関する手続は、原則、こども性暴力防止法関連システム（こまもろうシステム）上で行います。
- ・まずは、対象事業者はGビズIDを取得した上で、こまもろうシステム上で事業者アカウントを作成します。
 - ・その後（認定対象事業者の場合は認定の後）、犯罪事実確認の対象従事者の氏名とメールアドレスをこまもろうシステムに登録すると、従事者に対して従事者アカウント作成依頼のメールが送信されます。メールを受け取った従事者は案内にしたがい、従事者アカウントを作成します（従事者アカウント作成の際、マイナンバーカード等による本人確認を行います。）。
 - ・従事者アカウント登録後、事業者は犯罪事実確認の交付申請に必要な情報（従事者の従事開始予定日等）を入力します。
 - ・また、従事者において、戸籍情報等を登録します（戸籍情報はスマートフォンのアプリ（デジタル認証アプリ）を用いて、マイナンバーカードをスマートフォンにかざすことで提出することが可能です（一部対応していない戸籍情報等もあります。））。

事業者及び従事者が、これらの必要な情報を登録することにより、交付申請を行うことができます。

犯罪事実確認の交付申請までの具体的な手続

申請従事者が、日本国籍を有し、特定性犯罪歴がない場合



※1 GビズID取得後、学校設置者等のアカウント登録は、法施行前に所轄庁を通じて必要情報を取りまとめ、一括登録予定。また、認定事業者等のアカウント登録は、認定申請の前に実施する。

※2 いとま特例の「やむを得ない事情」(急な欠員によりすぐに採用・従事させる必要がある場合など)に該当する場合は、その旨もあわせて登録する。

※3 従事する事業所、業務、従事予定日等を入力する。また、雇用契約書等をアップロードする。

※4 マイナンバーカードを用いた取得ができない戸籍・除籍がある場合には、紙媒体の戸籍・除籍の謄本や戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号を自治体窓口にて取得し、本人確認情報とともにシステムから入力する。

犯罪事実確認の期限

① 新規採用・配置転換：内定・内示等から従事開始まで

<やむを得ず間に合わない場合の特例（いとま特例）>

- ・ 急な欠員、人事異動等：従事開始から3か月以内に確認
- ・ 合併・新設、国による確認の遅れ等：従事開始から6か月以内に確認

※ 確認が済むまでは、原則こどもと1対1にさせない等の措置をとる必要があります。

② 義務事業の現職者：法施行から3年以内

③ 認定事業の現職者：認定から1年以内

④ 一度確認を受けた者：5年ごとに再確認が必要

犯罪事実確認にかかる時間

- 日本国籍の場合：2週間～1か月程度
- 外国籍の場合：1か月～2か月程度



図表 57 （ア）特定性犯罪事実該当者であると認められない場合（表面）

様式第1号（第34条関係）

文書番号
年 月 日

犯罪事実確認書

殿

こども家庭庁長官

令和 年 月 日付けで交付申請のあった犯罪事実確認書について、学校設置者等及び民間教育
保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）
第35条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付します。

記

1. 申請番号

2. 確認日

3. 特定性犯罪事実該当者の該当性
上記申請番号に係る申請従事者は、特定性犯罪事実該当者であると認められない。

以上

※ 裏面の注意をよく読んでください。

図表 59 （イ）特定性犯罪事実該当者であると認められる場合（表面）

様式第1号（第34条関係）

文書番号
年 月 日

犯罪事実確認書

殿

こども家庭庁長官

令和 年 月 日付けで交付申請のあった犯罪事実確認書について、学校設置者等及び民間教育
保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）
第35条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付します。

記

1. 申請番号

2. 確認日

3. 特定性犯罪事実該当者の該当性
(1) 上記申請番号に係る申請従事者は、特定性犯罪事実該当者であると認められる。
(2) 特定性犯罪事実該当者の区分
(3) 特定性犯罪の裁判が確定した日

以上

※ 裏面の注意をよく読んでください。

防止措置について（１）

防止措置とは

防止措置とは、事業者が犯罪事実確認の結果や、事業者による調査の結果などを踏まえて、従事者によって性暴力が行われるおそれがあると認めるときに、その従事者をこどもと接する業務に就かせないなど、**事業者が講じなければならない性暴力を防止するために必要な措置**。

「おそれ」があると認めるとき

犯罪事実確認の結果
性犯罪歴(※)があったとき



性暴力の
被害の申出があったとき



調査などの結果
性暴力が行われたと
合理的に判断できるとき



調査などの結果
不適切な行為が行われたと
合理的に判断できるとき



(※) 法第２条第８項に定める「特定性犯罪事実該当者」であったとき

防止措置について（２）

「おそれ」の内容と防止措置

内容	防止措置の内容
① 特定性犯罪事実該当者であった場合	➤ 原則、当該対象業務従事者を対象業務に従事させない。 （例：新規採用の場合は内定取消し等、現職者の場合は対象業務以外への配置転換など）
② 児童等やその保護者から、従事者による児童対象性暴力等の被害の申出があった場合	➤ 被害が疑われる児童等と加害が疑われる対象業務従事者の接触の回避を行う。 （例：一時的に対象業務から外し、自宅待機や別業務に従事させるなど）
③ 児童対象性暴力等が行われたと合理的に判断される場合	➤ 原則、当該対象業務従事者を対象業務に従事させない。 （例：懲戒処分、対象業務以外への配置転換等を講じるなど）
④ 児童対象性暴力等には該当しないが不適切な行為が行われたと合理的に判断される場合	➤ 重大な不適切行為である場合、③に準じた対応を行う。 ➤ 初回かつ比較的軽微なものであるような場合は、当該行為を繰り返さないように指導や研修受講命令を行い、経過観察を行う等、段階的な対応を行うことも考えられる。 ➤ 指導したにもかかわらず、同様の行為を繰り返した場合には、③に準じてより厳格な対応を行う。



防止措置として雇用管理上の措置を講ずる場合には、
労働契約法等の**労働関係法令等を遵守**することが必要。
（こども性暴力防止法施行ガイドライン p 217～236参照。）

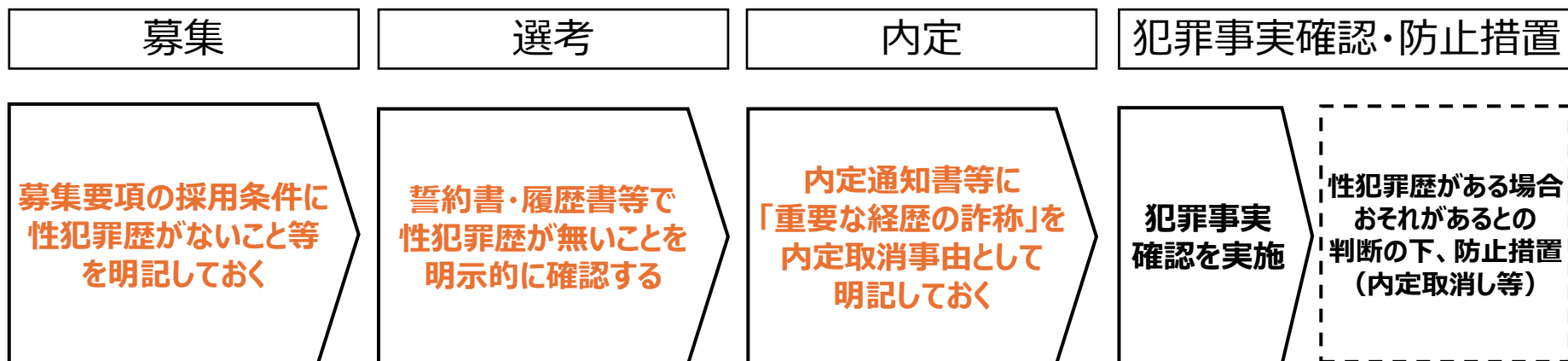


事業者が採用に当たって行うべきこと

- **内定者に犯罪事実確認を行い、性犯罪歴があることが分かった場合**、性暴力のおそれがあるとの判断の下、**内定取消しなどの対応（防止措置）**をとる必要があります。
- ただし、内定取消しが有効と認められるためには、法に基づいて行う犯罪事実確認とは別に、**採用過程で性犯罪歴が無いことを書面等で確認したり、内定取消事由を予め明示すること等**の事前の確認・対応が必要となります。

※ 事前に性犯罪歴を確認していれば、求職者が性犯罪歴を隠したり、虚偽の報告をしたことが発覚した場合、内定取消事由としての「重要な経歴の詐称」に該当するものと考えられます。
(事前に確認していないと、性犯罪歴が発覚しただけでは内定取消しが認められない可能性があります。)

採用段階ごとに必要な作業のイメージ



※ 雇用契約の始期以降に犯罪事実確認を行う場合も想定されるため、就業規則に試用期間の解約事由・懲戒事由として「重要な経歴の詐称」を定めておくことも重要です。

募集要項等の参考例

募集要項・求人票
(GL別紙3)

学校設置者等（保育所）の場合

記載項目	記載例
①業務内容	(雇入れ直後) 保育業務 (変更の範囲) なし
②契約期間	期間の定めなし
③試用期間	試用期間あり(〇か月)
④就業場所	(雇入れ直後) 〇〇〇〇保育園 (変更の範囲) 当法人の施設
⑤就業時間	7:15~18:30のうち7.5時間(シフト勤務)
⑥休憩時間	12:00~13:00
⑦休日	土日、祝日(年末年始を含む)
⑧時間外労働	あり(月平均〇〇時間)
⑨賃金	月給 〇〇万円(ただし、試用期間中は月給〇〇万円)
⑩加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
⑪受動喫煙防止措置	屋内禁煙
⑫募集者の氏名又は名称	社会福祉法人〇〇〇〇
⑬特記事項	・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日に施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対称性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

誓約書等の参考例

赤字：採用過程（経歴詐称）関係
青字：犯罪事実確認の手続関係

誓約書 (GL別紙4)

私は、貴法人の採用選考に際し、以下の事項を誓約いたします。

1. 私は、裏面記載の、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者ではありません。

2. 採用選考の過程で提出する書類及び申告する内容はすべて事実であり、事実と異なる申告は一切いたしません。

* 裏面には参照条文を掲載（GL別紙4参照）。

* 法の施行後に本ひな型を使用する際は「令和8年12月25日に施行の」という文言は外す。

内定通知書 (GL別紙4)

●.内定取消事由

① ~~~

② ~~~

○ 学歴、職歴、資格、犯罪歴その他の重要な経歴の詐称があるとき。

○ 法人から対応を指示された学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）に基づく犯罪事実確認に必要な手続等に対応しないとき。

○ 犯罪その他社会的に不相当な行為を行い従業員として不適格と法人が判断したとき。

○ その他前各号に準ずるやむを得ない事由があるとき。

* 内定取消事由は、内定後に提出させる誓約書に記載することとしても差し支えない。

就業規則 (GL別紙5)

（試用期間）

第○条 職員として新たに採用した者については、就労開始日から○か月間を試用期間とする。~~~。

2 ~~~

...

○ 採用時までの申告事項が事実と異なり、学歴、職歴、資格、犯罪歴その他の重要な経歴の詐称があると認められた場合その他職員として不適格であると認めた場合は、試用期間中に解雇することがある。~~~。

（懲戒の事由）

第○条 職員が次のいずれかに該当するときは、情状に応じ、【けん責、減給、出勤停止、降格、諭旨退職又は懲戒解雇（注：就業規則の別条に定める懲戒の種類を列挙）】とする。

— ~~~

...

○ 法人内の秩序又は風紀を乱したとき。

○ 本規則その他法人の定める規程に違反したとき。

○ 業務上の指示・命令に従わなかったとき。

○ こども性暴力防止法に規定する児童対象性暴力等に該当する行為又はそれにつながる不適切な行為を行ったとき。

○ 学歴、職歴、資格、犯罪歴等の重要な経歴を詐称して雇用されたとき。

○ 刑法その他刑罰法規の各規定に違反する行為を行ったとき。

...

X その他前各号に準ずる不適切な行為があったとき。

（犯罪事実確認の手続に応じる義務）

第○条 職員は、法人の指示に従い、こども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認に必要な手続等に対応しなければならない。

就業規則の参考例（不適切な行為の範囲等）

- 就業規則において、①子ども性暴力防止法に基づく防止措置の対象となる児童対象性暴力等やそれにつながる不適切な行為の範囲、②教育、保育等を提供する場においてこれらの行為を行うことは本法の趣旨や規定に反する行為であり厳格な懲戒処分の対象になり得ることを定め、従事者に周知・伝達する。
- 「不適切な行為」の内容は、**各施設・事業の性質や対象児童等の年齢・発達の状況等**によって異なることが想定される。**横断指針の例示も参考に、従事者が過度に委縮することがないように留意しつつ、各事業者の実態に応じて明確化する。**

就業規則（GL別紙5）

（児童対象性暴力等及び不適切な行為の禁止）

第〇条 職員は、子ども性暴力防止法第2条第2項に規定する児童対象性暴力等として次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 児童等（子ども性暴力防止法第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）に性交等（刑法（明治40年法律第45号）第177条（不同意性交等）に規定する性交等をいう。以下この号において同じ。）をすること又は児童等をして性交等をさせること（同法第177条（不同意性交等）の罪に当たる行為、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為及び条例により禁止される性交等に当たる行為を含み、児童等から暴行又は脅迫を受けて当該児童等に性交等をした場合及び児童等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）
 - 二 児童等にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること（刑法第176条（不同意わいせつ）の罪に当たる行為、児童福祉法第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為及び条例により禁止されるわいせつな行為に当たる行為を含み、前号に掲げるものを除く。）
 - 三 刑法第182条（16歳未満の者に対する面会要求等）の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童ポルノ法」という。）第5条（児童買春周旋）、第6条（児童買春勧誘）、第7条（児童ポルノ所持、提供等）若しくは第8条（児童買春等目的の人身売買等）の罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）第2条（性的姿態等撮影）、第3条（性的影像記録提供等）、第4条（性的影像記録保管）、第5条（性的姿態等影像送信）若しくは第6条（性的姿態等影像記録）の罪（児童等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（前二号に掲げるものを除く。）
 - 四 児童等に次に掲げる行為（児童等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって児童等を著しく羞恥させ、若しくは児童等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童等をしてそのような行為をさせること（前三号に掲げるものを除く。）。
 - イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する性的な部位をいう。）その他の身体の一部に触れること（条例により禁止される痴漢行為を含む。）
 - ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること（条例により禁止される盗撮行為を含む。）
 - 五 児童等に対し、性的羞恥心を害する言動（口頭の発言に限らず、ソーシャルネットワーキングサービスや電子メール等を用いることを含む。）であって、児童等の心身に有害な影響を与えるものをする事（児童等に対する悪質なセクシュアル・ハラスメント（児童等を不快にさせる性的な言動）を含み、前各号に掲げるものを除く。）
- 2 職員は、前項に規定する児童対象性暴力等につながり得る不適切な行為として次に掲げる行為をしてはならない。
- 一 児童等と私的な連絡先（SNSアカウントを含む。）を交換し、私的なやり取りを行うこと
 - 二 私的に児童等と事業所外で会うこと
 - ...
 - ×
- 3 職員は、前二項に掲げる行為を行い、又は当該行為を理由として逮捕若しくは起訴された場合は、法人に速やかに報告しなければならない。

各施設・事業の性質や対象児童等の年齢・発達の状況等によって異なることが想定される。従事者が過度に委縮することがないように留意しつつ、各事業者の実態に応じて明確化すること。

就業規則の参考例（懲戒事由）

- 判例上、使用者が労働者に対し、**懲戒処分を行うためには、あらかじめ就業規則において、懲戒事由及び懲戒種別を定め、その就業規則を労働者に周知する**必要があるとされている。また、懲戒処分は、就業規則上の懲戒事由に該当するとともに、懲戒処分の相当性がなければ無効となる（労働契約法15条）。
- 防止措置のうち「**おそれ③・④**」との関係では、就業規則に児童対象性暴力等や不適切な行為の範囲とそれらを行ってはならない旨を定め、その違反が懲戒事由に該当する形になっている中、実際に児童対象性暴力等や不適切な行為が発生した場合は、**その具体的な事実関係（重大性・悪質性等）に応じて、懲戒処分を実施**することになるが、**懲戒解雇や諭旨退職以外の懲戒処分を実施する場合は、そのみではこどもとの接触を回避することには直ちにはつながらないので、配置転換等を行うことも必要である（GL233頁）**。

就業規則 (GL別紙5)

（懲戒の事由）

第〇条 職員が次のいずれかに該当するときは、情状に応じ、【けん責、減給、出勤停止、降格、諭旨退職又は懲戒解雇（注：就業規則の別条に定める懲戒の種類を列举）】とする。

— ～～～

…

- 法人内の秩序又は風紀を乱したとき。
- 本規則其他法人の定める規程に違反したとき。
- 業務上の指示・命令に従わなかったとき。
- こども性暴力防止法に規定する児童対象性暴力等に該当する行為又はそれにつながる不適切な行為を行ったとき。
- 学歴、職歴、資格、犯罪歴等の重要な経歴を詐称して雇用されたとき。
- 刑法其他刑罰法規の各規定に違反する行為を行ったとき。

…

X その他前各号に準ずる不適切な行為があったとき。

就業規則の参考例（対象業務従事者の範囲）

- 対象事業者において、法の対象となる対象業務従事者に該当する職種の者について、あらかじめ就業規則等で定める（GL別紙5「1.対象業務従事者の範囲」）。その上で、募集段階で（現職者は法施行日までに）従事者本人に対象業務従事者となり得る旨等を書面等により通知する。
- 対象業務従事者の具体例は、GL42~47頁（教員等）、GL60~64頁（教育保育等従事者）参照。
- 契約社員、パートタイム労働者、アルバイト、定年後再雇用者等について、別途規程を設けている場合は、就業規則本則と同様に対象業務従事者を規定する。

【学校設置者等向け】

（教員等）

第〇条 当法人の職員のうち、次の各号に掲げる者は学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）第2条第4項に規定する教員等に該当するものとする。ただし、第九号から第十三号に掲げる者については、業務を通して児童等と接する機会のない者を除く。

- 一 園長
- 二 副園長
- 三 事務局長
- 四 主任
- 五 副主任
- 六 保育士
- 七 保育補助
- 八 保健師、看護師、准看護師
- 九 管理栄養士、栄養士
- 十 調理員
- 十一 事務員
- 十二 送迎バス運転手
- 十三 送迎バス添乗員

【認定事業者等向け】

（教育保育等従事者）

第〇条 当法人の職員のうち、次の各号に掲げる者は学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）第2条第6項に規定する教育保育等従事者に該当するものとする。ただし、第四号及び第五号に掲げる者については、業務を通して児童等と接する機会のない者を除く。

- 一 教室長
- 二 事務部長
- 三 講師
- 四 事務員
- 五 警備員

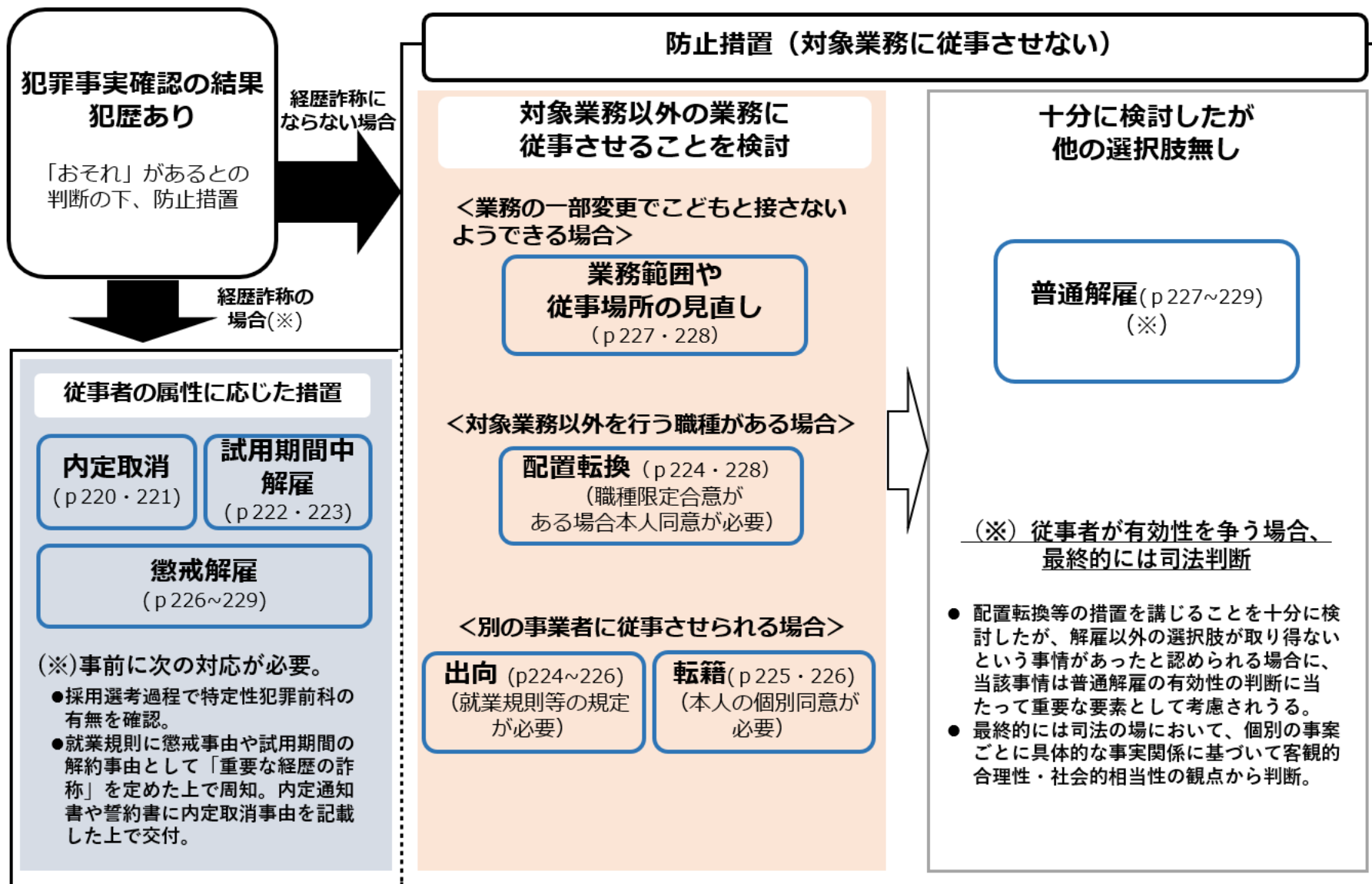
就業規則の参考例（附則）

- 就業規則の規定例は、法の施行前の段階から施行・適用することが想定される。
- 法の施行前の段階から施行・適用することに鑑み、上記の点についてトラブルが生じないよう、明確化の観点から、就業規則の附則において、新規制定又は改定に係る就業規則の施行日を定めるとともに、法の施行前であっても適用されるものとする旨を定める（GL別紙5「6.附則」）。

（附則）

- 1 この就業規則は、令和○年○月○日に施行する。
- 2 この就業規則は、こども性暴力防止法の施行前であっても適用されるものとする。

特定性犯罪事実該当者について防止措置を講じる場合の対応 (ガイドラインP230。図中のページ番号はガイドラインの関係箇所)



こども性暴力防止法に基づく防止措置と労働法制等を踏まえた留意点に関する解説動画・資料

こども性暴力防止法に基づく 防止措置と 労働法制等を踏まえた留意点

こども性暴力防止法アドバイザー
益原 大亮 (TMI総合法律事務所 弁護士)

こどもまんなか
こども家庭庁



1. はじめに

2. 防止措置の概要

- 防止措置とは
- 児童対象性暴力等の「おそれ」の内容・考え方と防止措置の内容
- 児童対象性暴力等の「おそれ」の判断プロセス

3. 労働法制等を踏まえた留意点

- 内定取消し（新規採用者）
- 試用期間中の解約（新規採用者）
- 配置転換
- 出向・転籍
- 普通解雇など
- 懲戒処分
- 自宅待機命令

4. 労働法制等に沿った具体的な対応

- 犯罪事実確認による特定性犯罪前科があった場合
- 児童等・保護者からの被害申し出や児童対象性暴力等・不適切な行為の発生の場合
- 事業者があらかじめ行うべきと考えられる事項

5. 弁護士による対象事業者へのサポートの必要性

事業者は、**犯罪事実確認に関する情報を適正に管理するための取組（情報管理措置）**を実施する必要があります。

日ごろから取り組むこと

- 犯歴という非常に機微な情報について、適正に管理を行う。
- 犯歴情報を適正に管理するためのルール（情報管理規程）を整える。
- **犯歴情報を扱う者を必要最小限に限定**する。
- **新たに開発するシステム（こまもろシステム）でのみ犯歴情報を扱う**（別の記録・保存は極力控える）。
- 犯歴情報を扱う情報端末のセキュリティ環境を整える。



情報漏えい等が起こった場合に取り組むこと

- 万が一、漏えいなどの重大な事態が発生した場合、国（こども家庭庁）に直ちに報告。（場合によっては、個人情報保護委員会への報告も必要）

⚠ 犯罪事実確認によって得た従事者の性犯歴を、みだりに他人に教えるなどした場合は、法に基づく刑事罰が科されるだけでなく、民事上の損害賠償請求の対象となり得ます。



情報管理規程

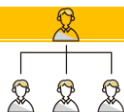
- 事業者は、①**基本的事項**、②**組織的情報管理措置**、③**人的情報管理措置**、④**物理的情報管理措置**、⑤**技術的情報管理措置**の内容を含む情報管理規程を策定し、遵守しなければならない。
- 情報管理規程には、①犯罪事実確認を通じて得た情報を閲覧するのが、事業者内の責任者一人か、複数名か、②専用システム（こまもろうシステム）以外にも犯罪事実確認記録等を記録・保存するか という情報管理の方法により、3つのひな型がある。
 - ひな型①：責任者**一人のみ**が、専用システム上のみで犯罪事実確認書を確認し、それ以外では**記録・保存等を行わない**場合
 - ひな型②：責任者を含む**複数名**が、専用システム上のみで犯罪事実確認書を確認し、それ以外では**記録・保存等を行わない**場合
 - ひな型③：責任者を含む**複数名**が、犯罪事実確認記録等を通じて、従事者の犯歴情報を確認し、専用システム以外にも**記録・保存等を行う**場合

①基本的事項(情報管理措置の7つの基本原則)

- 犯罪事実確認記録等の取扱者は必要最小限とすること
- 犯罪事実確認書の内容の記録・保存を極力避けること
- やむを得ず記録・保存する場合には、リスクに応じた情報管理措置を行うこと
- 情報機器の種類、ネットワークの状況等に応じた情報管理措置を講じること
- 犯罪事実確認記録等の取扱いの手順に応じて必要な対応を行うこと
- 組織の長自ら情報管理の重要性を理解し、組織的に点検・改善を実施すること
- 法に定める情報管理措置に関する規定を遵守すること

②組織的情報管理措置

- 組織体制の整備
- 情報管理規程に基づく運用
- 漏えい等の事案に対応する体制の整備 等



③人的情報管理措置

- 従事者の研修・訓練 等



④物理的情報管理措置

- 犯罪事実確認記録等を取り扱う区域の管理
- 機器及び電子媒体等の盗難等の防止 等



⑤技術的情報管理措置

- アクセス制御
- 外部からの不正アクセス等の防止 等



情報管理措置の2つの水準

組織的・人的・物理的・技術的情報管理措置については、具体的な措置の内容に2つの水準を設け、可能な限り「標準的措置」を満たすようにしなければならない

ア 標準的措置（実施困難等の事由がない限り実施されるべき基本的水準）

イ 最低限求められる措置（全ての事業者には施設・事業単位で満たすよう求める水準）



ガイドライン別紙の情報管理規程の3つのひな型ごとに、法で事業者に求められる措置を確実にかつ円滑に実施していただくため、その意義や具体的方法、留意点などをまとめた動画を公開している。パターン1～3のうちどの動画を視聴するかは次の図のとおり（詳細は動画視聴のための手引きを参照。）。

情報管理規程ひな型1を使用

パターン“①”の動画を視聴

- ・事業者内の責任者一人のみが、犯罪事実確認を通じて得た性犯罪歴の情報を閲覧する
- ・こまもろうシステムのみで性犯罪歴の記録を閲覧し、それ以外には記録・保存を行わない

情報管理規程ひな型2を使用

パターン“②”の動画を視聴

- ・事業者内の責任者を含む複数名が、犯罪事実確認を通じて得た性犯罪歴の情報を閲覧する
- ・こまもろうシステムのみで性犯罪歴の記録を閲覧し、それ以外には記録・保存を行わない

情報管理規程ひな型3を使用

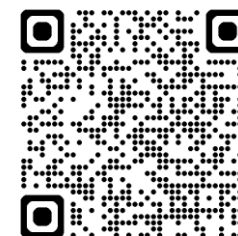
パターン“③”の動画を視聴

- ・事業者内の責任者を含む複数名が、犯罪事実確認を通じて得た性犯罪歴の情報を閲覧する
- ・こまもろうシステム) 以外にも性犯罪歴の記録を記録・保存する

解説動画・手引きはこちら

こども家庭庁「こども性暴力防止法に関する解説動画・資料」

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/jigyousya>



ひな型①

責任者一人・システム内で管理する場合

【事業者における責任者一人(理事長、人事担当部長等)のみが、こども性暴力防止法関連システム上のみで犯罪事実確認書を確認し、それ以外では犯罪事実確認記録等の記録・保存等を行わない場合】⁴⁾

※ 本ひな型は最低限求められる措置をベースに記載している。各事業者は、別紙1の標準的措置の考え方を十分理解した上で、その実情に合わせて本ひな型を適宜変更した上で活用されたい。⁴⁾
 ※ 法関連システムとは、こども性暴力防止法(以下「法」という)の運用のために、こども家庭庁で新たに開発するシステムをいう。⁴⁾

第1章 総論⁴⁾

(1) 基本的事項⁴⁾

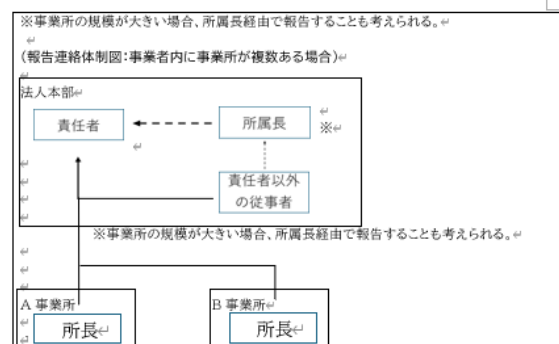
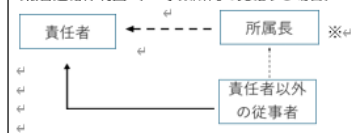
- 責任者は犯罪事実確認書の取扱いに関する基本方針を、次のとおり定める。⁴⁾
 - 犯罪事実確認書の取扱者は責任者1名のみとする⁴⁾
 - 犯罪事実確認書の記載内容について、別に記録・保存を行わない⁴⁾
 - 情報機器の種類や環境、ネットワークの状況等に応じた情報管理措置を講じる⁴⁾
 - 犯罪事実確認書の取扱いの手順に応じて必要な対応を行う⁴⁾
 - 組織の長自ら情報管理の重要性を理解し、組織として点検・改善を実施する⁴⁾
 - 法に定める情報管理措置に関する規定を遵守する⁴⁾

第2章 組織的情報管理措置⁴⁾

(1) 組織体制の整備⁴⁾

- 犯罪事実確認書の取扱いに関する責任者(以下「責任者」という。)を設置し、●●長をもって充てる。⁴⁾
- 責任者は、犯罪事実確認書の管理に関する事務を総括するとともに、自ら本規程に定められた事項を遵守し、かつ従事者に遵守させるために、本規程に定める措置その他必要な措置を実施する責任を負う。⁴⁾
- 責任者以外の従事者が犯罪事実確認書の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合は、責任者に報告連絡する。⁴⁾
- 責任者は、漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合、こども家庭庁の対応マニュアルに基づき対応する。また、その対応を行うための体制を整備する。⁴⁾
- 責任者は、漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の報告連絡体制及び法や情報管理規程に違反している事実又は兆候を把握した場合の報告連絡体制を次のように定める。⁴⁾

(報告連絡体制図:単一事業所内で完結する場合)⁴⁾



- 犯罪事実確認書の取扱いに関する責任者の任務と責任を次のように定める。⁴⁾

任務 ⁴⁾	責任 ⁴⁾
- 法人全体の犯罪事実確認書の申請事務取りまとめ・閲覧⁴⁾ - 法関連システムのID管理⁴⁾	- 法人全体の犯罪事実確認書の情報管理措置⁴⁾ - 法関連システムのID管理⁴⁾

(2) 点検等⁴⁾

- 責任者は、法や情報管理規程の遵守状況につき、定期的に自己点検又は他部署等による監査を行う。⁴⁾
- 自己点検の際、責任者は取扱いの不備、情報漏えいの発生危険性、改善すべき点等について、見直し及び改善に取り組むとともに、必要に応じて規程を変更する。⁴⁾

第3章 人的情報管理措置⁴⁾

(1) 研修・訓練等⁴⁾

- 責任者は、犯罪事実確認書の取扱いに関する次の内容について、着任時及び定期的に研修等を受講する。⁴⁾
 - 犯罪事実確認書の管理の重要性⁴⁾
 - 情報管理措置の基本原則及び具体的措置⁴⁾
 - 法違反、漏えい等の事実又は兆候を把握した場合の対応⁴⁾
 - 関係法令や事業者内規程等の変更があった場合にはその内容⁴⁾
 - 禁止事項と罰則⁴⁾
- 責任者は、犯罪事実確認書の取扱い、法違反、漏えい等の事実又は兆候を把握した場合の対応について、従事者に対し、着任時に研修等を行う。⁴⁾
- 犯罪事実確認書の秘密保持、情報管理規程は次のとおり。⁴⁾
 - 就業規則第●条 ……⁴⁾

情報管理規程ひな型はこちら

こども家庭庁「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>



Q 規模の大きな事業者では、「人事管理システム」上で、犯罪事実確認書に記載する情報を記録・管理することが必要となることが想定されますが、施行日までに「人事管理システム」を改修する必要はありますか。

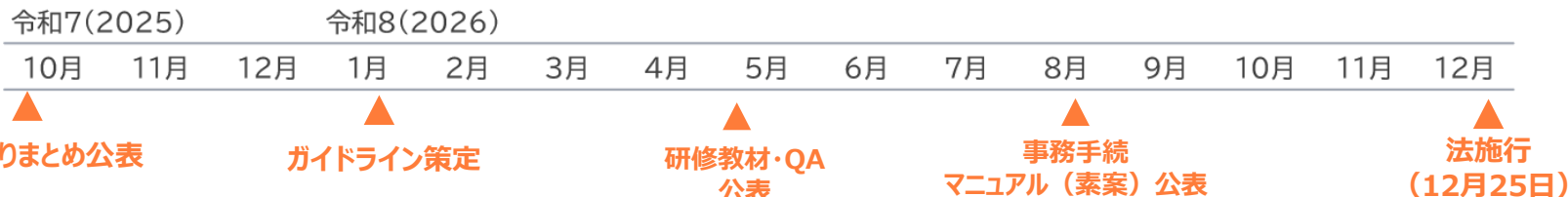
A

法においては、ご指摘のような（こども性暴力防止法関連システム（こまもろうシステム）外である）「人事管理システム」上で、犯罪事実確認記録等を記録・管理することを求めています。

犯罪事実確認記録については、情報漏えい等の防止の観点から、こまもろうシステム内でのみ閲覧いただくことを原則としています。

一方で、業務上やむを得ない場合には、適切な情報管理措置を実施にした上で、こまもろうシステム外で運用いただくことも可能としていますので、求められる情報管理措置と現在のシステムの仕様をご確認の上、改修等の要否をご検討ください。

今後の法施行までのスケジュールについて



国における対応
(関係府省庁で
協力して実施)

有識者検討会
での残論点の検討

マニュアル・
研修教材の作成

周知・広報

- ・ 全国説明会の開催
- ・ 国民・事業者向けの普及・啓発動画の周知
- ・ ポスター・リーフレット等の作成・周知
- 周知・啓発イベントの開催 等

周知・広報

システム開発

<事業者における準備事項>

犯罪事実確認
防止措置

- ・ 制度開始についての従事者等への周知（犯罪事実確認の対象になる旨など）
- ・ 対象従事者の範囲の検討・確定
- ・ 採用過程での性犯罪前科の事前確認
- ・ 性暴力、不適切な行為等の範囲の検討、服務規律への位置付け 等

・ 義務対象事業者のシステム一括登録準備（GビズID取得など）

安全確保措置
等

- ・ 環境・体制整備（相談窓口設置、研修、規程の整備等）
- ・ 認定申請の準備 等

Q こども性暴力防止法の施行に向けて、**義務対象事業者**が対応すべきことを教えてください。

A 法施行（令和8年（2026）年12月25日）までの最低限の準備として、以下の事項について対応が必要です。

一定の時間を要する事項もあり、早めに準備を進めてください。

1 制度についての従事者等への周知

2 犯罪事実確認・防止措置関係

① 不適切な行為の範囲の検討・確定

※「不適切な行為の範囲」については、従事者とコミュニケーションを図りながら検討しましょう。

② 対象業務従事者の範囲の検討・確定

③ 就業規則等の見直し（※不適切な行為の範囲、懲戒事由等）

④ 採用募集要項等の見直し、採用過程での性犯罪前科の事前確認

3 安全確保措置の実施のための体制整備

① 性暴力事案の疑い発生時の報告・対応ルール策定・周知

② 相談体制整備（相談窓口設置・周知等）

③ 従事者向け研修の計画策定・実施

4 情報管理措置

① 情報管理規程の作成、規程に沿った情報管理体制の整備

! 上記以外にも準備が望ましい事項についてお示ししているところです。
ガイドライン等を参照の上、更なる対応の検討をお願いします。

法施行までに対応すべき事項に関するチェックリスト

- ☐ 1 制度についての従事者等への周知
- ☐ 2 犯罪事実確認・防止措置関係
 - ☐ ① 不適切な行為の範囲の検討・確定
 - ☐ ② 対象業務従事者の範囲の検討・確定
 - ☐ ③ 就業規則等の見直し
 - ☐ ④ 採用募集要項の見直し、採用過程での性犯罪前科の事前確認
- ☐ 3 安全確保措置の実施のための体制整備
 - ☐ ① 性暴力事案の疑い発生時の報告・対応ルール策定・周知
 - ☐ ② 相談体制の整備（相談窓口設置・周知等）
 - ☐ ③ 従事者向け研修の計画策定・実施
- ☐ 4 情報管理措置
 - ☐ ① 情報管理規程の作成、規定に沿った情報管理体制の整備

○ 法令に基づく措置の取組状況について、施行後は**年に1回こども家庭庁に対する定期報告**を行う必要があります。併せて、**各業法に基づく指導監査においても、取組状況について確認を行う**こととなります。

仮に定期報告や指導監査の中で、法令に基づく措置が適切に行われていないことが分かった場合には、**⚠違反事業者の公表**や必要に応じて**報告徴収**や**是正命令**、**認可の取消し等**を行うこととなる他、**刑罰（拘禁刑・罰金刑）**が科されることがあります。

⇒ 施行後、法令に基づく措置を円滑に実施するためにも、**現段階からの準備をお願いします。**

GビズID（法人共通認証基盤）の概要

- GビズIDは、事業者（法人、個人事業主）が1つのアカウントで国や地方公共団体等の250近いウェブサイトログインできる認証サービスです。2019年2月から提供を開始しました。



↑ GビズIDの概要を
まとめたウェブサイト

- 1 1つのIDで**複数の行政手続に認証(ログイン)できる
これまでは電子証明書や、登記事項証明の写し等バラバラな本人確認手法だったのを共通のログインシステムで標準化
- 2 マイナンバーカードによる本人確認**で手続毎の存在確認書類が不要に
これまでは手続ごとに存在確認書類（登記事項証明書等）を取り寄せていたものが不要に
- 3 GビズIDプライムでは2要素認証**を通じてセキュリティにも配慮
ID/Passwordに加えて、スマホでのアプリによる端末認証を通じて、安全にログインできる環境を実現



よくある質問（Q&A）

Q バスの運転手など
「職種の一部が対象になり得るもの」については、
犯罪事実確認などの対象になるか否かを
事業者が判断するとのことですが、
その判断の基準は、どのように考えればよいでしょうか。

A その従事者の業務が、支配性・継続性・閉鎖性
の3要件すべてを満たす場合は、対象となります。
各事業者の業務の実態に応じて判断してください。

p.57~60では、ガイドラインで示している3要件の
考え方や、対象となる場合／ならない場合の具体
例を掲載していますので、参考にしてください。



Q ボランティアやスポットワークなど、
従事期間が短い従事者については、犯罪事実
確認をする必要がありますか。
また、何度か働くことが想定される従事者に対し
て、毎回犯罪事実確認をする必要がありますか。



A 対象となる業務に従事する場合には、契約の形態
や従事期間にかかわらず、犯罪事実確認が必要に
なります（ボランティア、スポットワークなども対象）。
一定の期間内（最長6か月）に再度対象業務に
従事する可能性がある旨の書面を取り交わしている
場合は、毎回の犯罪事実確認をする必要はありま
せん。（書面様式は、ガイドラインをご参照くださ
い。）

Q 手数料は3万円とのことですが、
更新はありますか。
また、犯罪事実確認のたびに費用は発生しますか。



A 認定は更新制ではありませんので、一度認定を取得すれば、それ以降は手数料はかかりません。

ただし、手数料は、1事業の認定申請ごと（例えば、放課後児童クラブとスポーツクラブを別事業として運営している場合には、それぞれ）に、支払いが必要です。

1事業者単位、1事業所単位での手数料ではありませんのでご注意ください。

また、犯罪事実確認には、手数料は不要です。

Q 学校の水泳授業を民間のスポーツクラブに委託しています。受託者の従業員についても、学校側（教育委員会や学校法人）が、犯罪事実確認をしなければならないのでしょうか。また、保育園での体操や英語指導のために、週1回、外部の事業者から派遣されている指導者については、誰が犯罪事実確認を行いますか。



A いずれも、学校や保育園が、自らの事業として（カリキュラムの一部としてなど）実施する場合は、その指導者が外部の方（委託先・派遣労働者）であっても、学校や保育園の側で犯罪事実確認を行うことが必要となります。

一方、学校や保育所の施設を利用する場合であっても、場所を貸しているだけなどにとどまり、学校や保育所の事業とは全く別に、こどもへのサービス（英会話、体操教室など）が提供されるものである場合には、そのサービスの実施主体である事業者が犯罪事実確認を行う必要があります。

Q 犯罪事実確認は内定前でもできますか。



A

できません。

犯罪歴に関する情報は、極めて機微性の高い個人情報であり、真に確認が必要な従事者についてのみ、犯罪事実確認を行うことができます。

そのため、本人の承諾があったとしても、対象業務に従事することが決定していなければ、犯罪事実確認を行うことはできません。

Q 犯罪事実確認を行うには、日本国籍の場合 2 ～ 4 週間、外国籍の場合 1 ～ 2 か月程度の期間がかかるのですが、どうしても従事開始までに間に合わない場合は、どうすればいいですか。



A こどもの安全を守るため、こどもと接する業務に従事する前に、犯罪事実確認を行うことが必要です。

このため、法律の施行日以降は、この期限を十分に踏まえた採用活動をお願いします。

ただし、急な欠員など、ガイドラインに記載のやむを得ない事情がある場合に限り、例外的に、従事してから 3 か月（一部の場合は 6 か月）以内に確認を行うことができる「いとま特例」が適用されます。

いとま特例が適用される場合は、犯罪事実確認が終わるまで、その従事者をこどもと一対一にさせないなどの対応が必要です。

Q 施行日が今年の12月25日ということですが、義務対象事業者が12月25日以降に採用する人は、すぐに犯罪事実確認が必要になるという理解でよいですか。



A 義務対象事業者では、12月25日以降に内定、内示などが出された従事者は、従事開始までに犯罪事実確認を行うことが必要になります。

一方、12月24日以前に内定、内示などが出された従事者は、現職者扱いとなり、施行から3年以内に犯罪事実確認を行うことが必要になります。

現職者については、令和9年4月以降、義務対象事業者ごとに、確認手続を行う期間が伝達されますので、その期間に行ってください。

Q 準備を進めるにあたって、迷うことがあった場合はどこに相談をすればよいですか。



A 今年の4月より、専用のお問い合わせフォームを設けておりますので、そちらにご相談ください。
<https://ssl.form-mailer.jp/fms/85b61250877898>

また、コールセンターも設置しておりますので、そちらもご活用ください。

専用ダイヤル：03-5357-1146

（受付時間：平日9時から17時まで（年末年始を除く））